

昭和二十九年五月六日(木曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 稲村 順三君

理事 江藤 夏雄君 理事 大村 清一君

理事 平井 義一君 理事 山本 正一君

理事 高瀬 傳君 理事 下川 儀太郎君

理事 鈴木 義男君

大久保 武雄君 永田 良吉君

長野 長慶君 船田 中君

八木 一郭君 山崎 巖君

山中 貞則君 町村 金五君

栗山 博君 早稲田 博君

飛鳥田 一雄君 田中 総男君

川島 金次君 中村 高一君

松前 重義君 中村 梅吉君

辻 政信君

出席國務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君

國務大臣 木村 篤太郎君

出席府委員

法制局長官 佐藤 達夫君

保安政務次官 前田 正男君

保安庁次長 増原 恵吉君

保安庁長官官房長 上村 健太郎君

保安庁局長 (人事局長) 加藤 陽三君

委員外の出席者

専門員 亀井 川 浩君

専門員 小関 紹夫君

五月六日

委員中曾根康弘君辭任につき、その補欠として町村金五君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
防衛庁設置法案(内閣提出第九四号)
自衛隊法案(内閣提出第九五号)

○稲村委員長 これより開会いたします。

防衛庁設置法案及び自衛隊法案を一括議題となし、吉田総理に対する各党代表の質疑を行います。質疑の通告がありますから順次これを許しますが、質疑は大体において一人二十分以内にお願いいたします。それではこれより質疑に入ります。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 私は四、五の点について基本的な問題について総理大臣にお尋ねをいたしたいのであります。すでに本案についてはあらゆる問題について木村長官や事務当局には質疑が尽されたとして過言でないものであります。ゆえに私の質問も若干重複を免れないものであります。それにもかかわらずあえて私が総理の御出席を待つて総理に質問を申し上げたいと申しま

するのには、決して審議の引延ばしというような動機からではないのであります。この二つの法案の提出は終戦後最大の政策の變更と信ずるのであります。これは将来歴史的事実になるものであります。政府がたゞどういふ言葉で粉飾いたしなうとも、これは

りつばな再軍備であります。木村長官も自衛隊を軍隊と言いたいの言つてよろしいと申しておるのであります。言いたいのならというふうなまやかし

空軍でございます。一方憲法では「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と規定してある。戦力といふものは陸海空軍以外のもの、それ以下の力を意味してゐることは明らかであります。陸海空軍を戦力以上のものと考

えまするがゆえに「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と規定したのであります。陸海空軍が戦力の最たるものであることは憲法のあらかじめ予定してあることとあります。しかるに戦力に至らない軍隊なら持つてもよいというふうなことを申して、これをジャステイファイしようとして

おりますのは、詭弁以外の何ものでもないかと存じます。とにかく常識的に見て再軍備であることに間違ひはないのであります。私はすでに法制局長官等との間に繰返された憲法解釈論を総理との間に繰返そうとは思いません。私はわが政治史の上に歴史的な変化をもたらすこの重大問題について、政府の最高責任者からその所見を承つてこれを記録にとどめたいので

あります。後々のために質問をいたして御答弁を得ておきたいと存ずるのであります。そういふ趣旨で総理の御出席をお待ちしておたのであることをあらためて明かにいたしておきます。

そこで第一にお尋ね申し上げたいのは、首相は本法案は憲法と矛盾し、抵触すると思ふかといふことであります。警察予備隊、保安隊までは、何とか解釈の仕方によつては国内治安維

持の目的といふことで、軍隊呼ばわりをしないでも済むかもしれないといふ説があるのではありません。われわれはこれらのものも軍隊の変形と存じます

が、一応そういう説明もある見地に立てば成り立ち得るのであります。しかし今回のこの自衛隊に至つては、世界の他の国々の軍隊と同じ装備と編成をもつて、名前が違ふだけであつて、直接、間接の侵略に対して抵抗し、出

動せしめようといふのであります。これはどう考へてもりつばな軍隊である。自衛のためならば軍隊を持つてもさしつかえないと言つてゐる者もあり

ますけれども、総理大臣は憲法改正の際に、自衛のためでも軍隊は持たないのだ、また自衛のためでも決して交戦権を行使しないのであるといふことを明瞭に述べておられるのであります。

当時の連記録を見ますと、自衛のためにも武力は用いないのかといふ質問に對して「戦争放棄ニ関スル本案ノ規定ハ、直接ニハ自衛権ヲ否定シテ一切ノ軍備ト國ノ交戦権ヲ認メナイ結果、自衛権ノ發動トシテノ戦争モ、又交戦権モ放棄シタモノデアリマス」とはつきりお答えになり、満洲事變も太平洋戦争も、いずれも自衛権の名のもとに行

立ッテ、世界ノ平和確立ニ貢獻スル決意ヲ先ヅ此ノ憲法ニ於テ表明シタイト思フデアリマス、之ニ依ツテ我が國ニ對スル正当ナル諒解ヲ進ムベキモノデアルト考ヘルノデアリマス、平和國際團體ガ確立セラレタル場合ニ、若シ侵略戦争ヲ始ムル者、侵略ノ意思ヲ以テ日本ヲ侵ス者ガアレバ、是ハ平和ニ對スル冒犯者デアリマス、全世界ノ敵デアルト言フベキデアリマス、世界ノ平和愛好國ハ相寄り相携ヘテ此ノ冒犯者、此ノ敵ヲ克服スベキモノデア

ルデアリマス、茲ニ平和ニ對スル國際的義務ガ平和愛好國若シハ國際團體ノ間ニ自然生ズルモノト考ヘマス」と答えておられるのであります。この考へ方は今でも持つておられるのであるかどうか、それともこの考へ方をおかえになつたのであるか、かえられたとすれば、どういふ理由でかえられたのであるかといふことを、まず第一に承つておきたいのであります。

○吉田國務大臣 お答えをします。憲法が禁じてゐることは、軍隊といひますが、つまり再軍備をして軍備を持つて國際紛争の具に供しないといふことが一つ、戦力を持たないといふことが二つであります。御指摘になつた当時の私の言ひ表は方はよく覚えておりますが、趣意はいかにしても自衛の名において再軍備はしない、戦力を持つ軍隊は持たないといふことであるのであります。また自衛の名において國際紛争の具に戦力を使うといふことではないといふのが、私の趣意であ

つたのであります。その趣意は今でも
ごうもかわつておりません。すなわち
再軍備はいたさないといふことを言
うゆえんはそこにあるのであります。再
軍備をいたして国際紛争の具に供しな
い、あるいはまた戦力に至る再軍備は
いたさないといふ趣旨は、いまなおか
わつておりません。

○鈴木(義)委員 そうすると、総理大
臣はこの自衛隊法で規定せられる自衛
隊といふものは、軍隊でもなく戦力で
もないとはつきり御認識になるのであ
りますか。

○吉田国務大臣 戦力に至らざる軍隊
といふことが、これは国として当然な
ことであると考えるのであります。

○鈴木(義)委員 戦力といふものは、
われ／＼は軍隊以下のものでむしろ解
釈上考へておるのでありますから、そ
れは詭弁であると思ひますが、論争を
してゐますと時間がかかりますから、
次の質問に移ります。

次に、自衛隊に編成がえをすることに
は、主として直接侵略に備へるものと
考へるのであります。間接侵略に対
してならば、警察予備隊程度のもので
必要にして十分であると信ずるのであ
りまして、特にこの自衛隊といふ、軍
隊と呼ぶべきものをつくるということ
は、直接侵略を目標としておることは
明らかであります。ところがわが国
は、経済的には今回の政府提案の自衛
隊程度のものでも、他の生産的方面を
犠牲にせずしてはとうてい維持するこ
とが困難であることは、何人も認める
ところでありまして、それでもなお現
在においてこれを持たなければならな
いといふならば、総理大臣はどうい

直接侵略がわが国に対して予想される
といふのであります。人はよく朝鮮の戦
いを引用し、インドシナの戦いを例に引
くのであります。私はこれにはおの
おの必然性があると思ふ。朝鮮の場合
は御承知のように二つの異なつた体
系に基く統治が行われており、国がま
ん中から二分されておるのであります
から、そのどちらかが統一を試みよう
とするとは明らかでなかつたのであり
まして、朝鮮事態の起ることは必然で
あると申して過言でないと思ふのであ
ります。またインドシナの場合も、民族の
独立、植民地主義に対する抵抗として
なされておるのであります。その背
後に共産主義の勢力が存するがゆえ
に、いかに共産主義の侵略というふ
うにとられ、あるいは解釈されるので
あります。共産主義者でなくとも、
インドシナの住民としては、この植民
地主義に対して抵抗し、民族の独立を
求めるといふことは、いかなる圧迫を
もつてしても除くことではできないと思
ふのであります。これまたあつたやう
な戦乱が起ることは必然であると思ひ
まして、過言でないと思ふのであります。
わが国は第一の独立国であります。特
にわが国に対して領土的にまたたは権
力的に侵略をして来ようといふやうな
ことは考へられないのであります。そ
ういふことをするものはよほどの無法
者と見るべきではない。共産国といへ
ば理由なくわが国を侵略することはで
きないことでもあります。間接侵略を教
唆するといふやうなことはあり得まし
ようが、これは別論です。近い将来に
おいてその危険が予測されないのに、
乏しい国費をさいて分不相応の軍備を

することは、国費の浪費であり、政治
家としてなすべからざることでない
かと思ふのであります。もちろん資本
主義国と共産主義国、もつと率直に言
うならばアメリカとソビエトとの冷た
い対立は存するのでありますから、わ
が国が好んでその一方の片棒をかつぐ
以上、一旦熱戦になつた場合にその渦
中に巻き込まれるといふことは明らか
なことであります。われ／＼はこの火中
のくりに好んで拾うといふことはやるべ
きことではないと思ひまして、好んで火の中
に飛び込むとしておるとしか見ることが
できないのであります。国民は、政
府はアメリカに強制されて再軍備を
し、好んで火中のくりに拾おうとして
おると見ておる者が多いのであります
が、それが真実ではないか、この点総
理大臣のほんとうの腹を承つておきた
いのであります。

○吉田国務大臣 今日自衛隊なり防衛
庁といふやうな組織がえをいたしたゆ
えんはどこにあるか、その原因は、米
国政府がなるべく軍事費を減らした
い、緊縮財政方針で行きたいといふの
で、日本におる駐留軍も減らしたい、
減らすといふ決定をいたしたからし
て、これに対してわが国としては自衛
のために何らかの方策を講じなければ
ならぬといふところにあるのでありま
す。しかしながら、日本防衛の主体は
どこにあるか、それは日米安全保障条
約によつて、米國とともに日本の防衛
及び西太平洋の防衛に當る、その安全
保障条約が中核をなすものでありま
す。ただ、米國がなるべく軍隊を減ら
したいといふ事情はよくわれ／＼も了
解いたしますので、減らす以上はこれ

に對して適當な措置をとらなければなら
ぬといふのが、今日の制度改正をい
たして防衛庁設置法案を提出したゆ
えんであります。一体詭弁と言われ、ま
た常識に反すると言われますが、日本
の今日の防衛費といふものは――英米
その他の外國においては、今比率は覺
えておりませんが、防衛費は國費の半
分以上を費しておるのであります。す
でに相當の防衛、兵力がある上に、さ
らに年々國の歳入の半分以上を費して
おる。日本はそれまでは費しておりま
せん。できるだけ日本の國力に應じた
だけの防衛をするといふのがわれ／＼
の考へであります。これをもちつて詭弁
とおつしやれば、数字がこれを語る
と思ふのであります。

○鈴木(義)委員 すでにアメリカの軍
隊が――アメリカのものをまさか自衛
隊あるいは警察予備隊だとはおつしや
らないであります。この軍隊がい
なくなると、それを埋めるために必要
だから自衛隊をつくるといふその言葉
の中に、すでに自衛隊を軍隊として認
めてゐることを自由しておるものであ
りまして、私はその点は押問答はいた
しません。私のおる形における侵略がわが
國にあるとおおえになつておるか、この
点であるのであります。

○吉田国務大臣 これはお答え漏らし
をいたしました。日本は自衛のため
にいたしたのであつて、どの方面から侵
略の危険があるか、これは外國の關係
もありまして、私としては打明けて
申すわけには行きませんが、しかしな
がら共産主義國の侵略といふものは朝
鮮の場合においてもそうでありまして、
その他の場合においても、突然天から

降つて来たやうな進撃をいたすのであ
ります。自衛の体制はあくまでも整
えておかねければならぬのでありま
す。

○鈴木(義)委員 いずれそんなお答
えが出るだらうと思つておりましたが、
とにかく時間が制約されておるため
に、十分に論議を尽くすことができない
のは残念であります。次の質問に
移ります。

私の質問が自衛隊に賛成してやるよ
うに誤解されることを避けるため
に、万一片棒をかつぐと決意したと仮
定して申すのであります。次に原子兵
器と申しますのは、原爆はもちろん
水爆、ロケット、原子砲その他いろ
いろな原子を応用するところの兵器を一
切包括して申すのであります。原
子兵器の最近の發達に徴しまして、こ
れが確實なる國際管理あるいは原子兵
器の一切の禁止といふやうなことが行
われぬ限り、次の戦争の様相、形式
といふものは革命的に變化するであ
らうと思つておるのであります。これ
を予見しながら、旧式の陸海空軍を相
當の國費を費して――総理は他の國が五
〇％軍備に費しておると申しますが、
わが國においては一億といへども生産
のために振り向けなければならぬ。
有益な、有用なことができないでわれ
われは憤んでおるのであります。その
際に一三％にせよ、それ以上の國費を
使うといふことは、わが國にとつては
容易ならぬ犠牲であります。その國費
を費して持つとしておるものは、はた
してどういふものでありますしやうか。
先日元陸軍中將遠藤三郎氏の意見を、
公聴会において公述人として詳細に承
つたのであります。遠藤氏の意見

降つて来たやうな進撃をいたすのであ
ります。自衛の体制はあくまでも整
えておかねければならぬのでありま
す。

降つて来たやうな進撃をいたすのであ
ります。自衛の体制はあくまでも整
えておかねければならぬのでありま
す。

降つて来たやうな進撃をいたすのであ
ります。自衛の体制はあくまでも整
えておかねければならぬのでありま
す。

降つて来たやうな進撃をいたすのであ
ります。自衛の体制はあくまでも整
えておかねければならぬのでありま
す。

降つて来たやうな進撃をいたすのであ
ります。自衛の体制はあくまでも整
えておかねければならぬのでありま
す。

によれば、わが国は常に時代遅れの軍備を持つて来たために世界の進運に遅れて、悲惨なる敗戦を喫したのである。大東亜戦争においても、当時相手国に比しては著しく装備も兵器も遅れていた。今また原子兵器を眼前にして、今つくろうとしている装備や編成を見ても、とうてい物の役は立たない程度のものであると遠藤氏は言うのであります。再軍備論者は原子兵器時代でも、陸軍は必要ものであるから、今度つくろうようなものでも、ないよりはましだと言うのであります。遠藤氏などは、あるためにかえつて害があつて一種ないものであると言われるのであります。しからばあるだけの価値のある軍隊、アメリカやソビエトに対抗し得る底の軍隊がつくれるかといえは、わが国の財政、技術面等から不可能なことは明らかである。そこで国際警察力の発動に期待すべきであるとされるのであります。こういうときに片棒をかつぐものとしてもあまり役に立たず、外交上はこれがあるがゆえに害になるようなものを持つというところは、乏しい国家財政をあくする者として、一種の浪費をやるものといわれても、しかたがないのではないかとこの疑念があるわけでありませう。総理大臣はこの点に対してどういふお考えを持つておられるのであるか、承りたいのであります。

○吉田国務大臣 お答えをします。原子力による兵器の出現によつて、各国とも軍備を、あるいは防衛装備を一新しなければならぬという問題は御指摘の通り、これは日本ばかりにある問題でなくして、各国共通の問題であります。ゆえに現在の日本の防衛力は原子兵器に対して無用じやないかといえ、全世界の防備が無用ともいえるのであります。しかしながら政府としては、あるいは日本国としてはできるだけの防備の措置を講ずるというところが独立国として当然の義務であり、またこれをなすことによつて日米安全保障条約による義務が果されるのであります。先ほど申し上げた通り、日本の防衛はみづからの手においてこれをなすというところは、国力これを許さないから、やむを得ず日米安全保障条約をつくつて、これを主体として防衛をなすのである、日本の防衛力のみをもつて国を守るといふことは、原子兵器がなくてはできないのであります。現在の事情において、国力これを許さない以上は、国力の許すだけの自衛計画をなすというところは、政府として当然の職務であり、また義務であると考えるのであります。

○稲村委員長 ちよつと報道関係の人に申し上げますが、委員会の審議の妨害にならぬ程度に、適当に御処置を願いたいと思つております。

○鈴木(義)委員 討論にわたりますと時間がなくなりましてから略しますが、遠藤元中將でも、総理が今申すと同じように、各国の軍隊がみな原子兵器の前に時代遅れになつていゝるのである、しかし一旦つくつたものをなくすることはとうていできない、それで時代遅れのものを高い金をかけて維持してゐるので、まことに愚かなことである。わが国がまたその跡を追うて、他の国の愚のまねをやらなければならぬ理由はないではないかというものが、遠藤氏の主張の根本でありまして、その点一言付加しておきます。

○木村国務大臣 この点は私からお答へするのが至当だと思ひます。

○鈴木(義)委員 きようは総理大臣に聞くために参つたのであつて、総理大臣から聞けばよろしいのであります。木村長官の答弁はすでに聞いておる。

○木村国務大臣 この点については細

次に自衛隊の任務という点だけからも論ぜられますが、ことに日米安全保障条約とM.S.A協定の関連において一層重要なことと存するのであります。が、自衛隊行使の限界をどこに置かれるのであるか伺ひたいのであります。李承晩ラインが今後も存続する場合に、こういうものに對しては自衛隊を動かすことが得るのであるか。先般辻氏の質問に對しては木村長官のお答へには、これをにおおせようというものがあつた。国民がひとしく最も関心を持つております点は、自衛隊の海外出動であります。形式論理からいへば、侵略の根拠地が海外にある場合には、その根拠地をつくことが最上の防務であり、自衛隊といふことがいえるのであります。しかし実はこれが危険の源ではないか、時間の關係からして、相手方にこちらが侵略するのだという口実を与える根源となるのである。かりに相手方から攻撃を受けて復たして海外に出撃するとしてしましても兵器の性能発達の程度からして、今持とうとしてゐる自衛隊がそういう任にたえ得るものであるかどうか。むしろかくのごとき危険を冒すことを最初から避ける意味において、自衛隊は決して海外には出動しないという原則を内外に表明すべきではないかと思ひるのであります。その点いかがでありますか。

○木村国務大臣 この点は私からお答へするのが至当だと思ひます。

○鈴木(義)委員 きようは総理大臣に聞くために参つたのであつて、総理大臣から聞けばよろしいのであります。木村長官の答弁はすでに聞いておる。

○木村国務大臣 この点については細

月におわたるので、私からお答へいたします。

○鈴木(義)委員 総理大臣から答へられて、足りないところを補足されるならば別であります。

○木村国務大臣 私で足りないところは総理大臣から補足していただきます。(笑聲)

○鈴木(義)委員 それでは約束が違ひます。

○木村国務大臣 それだから私で足りないところは総理大臣から何しませう。

○鈴木(義)委員 二十分という時間を制限して、総理大臣だけから聞くことを許しておる質問であります。(アあとでやつてもらへばいい)と呼ぶ者あり)

○木村国務大臣 申すまでもなく、自衛隊は自衛隊法によつて明らかであるごとく、外部からの不当なる攻撃に對してわが国を防禦するところの任務と性格を持つておるのであります。ここに限界があるのであります。自衛隊はもろろ海外に派出することはないと了承していただきたいのであります。要は、外部からの不当侵略に對してはつきり派出されておるのであります。(その通り)今李承晩ラインの問題が起つたが、これはわれ／＼として現在のところ不当な侵略とは考えられておりません。これについてはわれわれといたしましては別な手段をもつて解決に努力したいと考へておるのであります。ここに限界があるといふことを十分に御了承願ひたいと考へております。重ねて申し上げます。日本の自衛隊は、海外に派兵するといふようなことは、任務、性格にはなつていないといふことを申し上げたいと思ひます。

○鈴木(義)委員 今全国民は、総理大臣がこの問題に對して、海外出兵をすることがあるかもしれないとか、あるいは断じてしないとか、その一言を聞くために終始してゐるのであります。木村長官からそれを聞いてもしかたがない、たび／＼聞いておるのである。総理大臣からお答へを願ひたい。

○吉田国務大臣 お答へをいたします。ただいま木村長官のおつしやつた説明、すなわちそれが私の説明と御了承願ひます。(拍手)

○鈴木(義)委員 では海外出兵はしないと答へられたものと承つておきます。

次にこれに關連するのであります。米軍がわが国に駐留してゐる。そしてわが国はこの自衛隊を持つておる。ここに必然的に万一の場合に共同作戦といふことが考へられるわけでありませう。その際最高の指揮権、統帥権はどちらがとるのであるか。この問題には、時間がかかりますから説明は一切略しますが、共同作戦の場合における統帥権はどちらが持つのであるか。わが国の自衛隊といふものは自主権を持つておるものであるかどうか。この点についてお答へを願ひたいと思ひます。

○吉田国務大臣 これは条約に書いてある通り、万一事態の起つた場合には、両国の軍当局の間で協議してきめるといふことに条約がなつております。

○稲村委員長 鈴木委員に申し上げますが、約束の時間が来ておりますから結論をお急ぎ願ひます。

○鈴木(義)委員 それはわかつております。

いま一つ大切な点を承つておきたいのでありますが、民間には、いよ／＼自衛隊は軍隊である、軍隊である以上は一糸乱れざる統制に服さなければならぬ、士氣も旺盛でなければならぬ、その点において、総理大臣が指揮権をとる、中間に幕僚がある、幕僚會議で事を決するといふようなことは、うまく行かないぞといふことから、再び天皇をかつぎ出して来ようといふ意向があらはに見えるのであります。現に先日大越元陸軍参謀であります、今のような自衛隊の機構ではどうして軍隊の統制を保つことができない、すなわちどうしても元の天皇を中心とした統制のごときものが考えられなければならないといふことで、軍人勅諭を例に引き、そこには、原理的にわが国の軍隊は世々天皇の統率するところであつたと示し、制度的には朕みずからこれをとりあえて臣下にゆだねずと示し、人間的には朕は頭首、なんじらを股肱と頼むとあつて、ここに三段階で軍を掌握する努力が払われておるのである。それで軍が一糸乱れなかつたのである。ところが今度の自衛隊はそういうことはできないではないかといふことを示唆しておる。むしろこの大越氏は天皇を再びかついで来いといふことをこれで言つてゐるのではないやうでありますか、しかし軍の統帥というものを保つために天皇を借りて来なければならぬといふ考え方は相当広く行われておるのでありまして、われ／＼は非常にこれを憂えておるものである。総理大臣が将来天皇を、この自衛隊について、あるいは軍

隊についてかつぎ出して来るといふやうな考えを持つておられるか、おられないかといふことを、この際明らかにしておいていただきたいと思つておられます。

○吉田国務大臣 私は天皇陛下を煩わすといふやうな考えには断じて賛成しないところであります。

○鈴木(義)委員 いろ／＼質問したいことがありますが、二十分という時間を守りますために、遺憾ながらここで質問を打ち切ります。

○稲村委員長 高瀬傳君。

○高瀬委員 私は改進黨の立場から吉田総理に対して二、三時に重要な問題について伺いたいと思つてあります。

まず第一は自衛隊と憲法に関する関係であります。政府は本委員会におき、終始一貫して自衛隊は戦力でない、従つて憲法に抵触しないといふことを述べて参りましたが、自衛隊は戦力にあらずとの説明は、本委員会の審議を通じて、この法案に賛成せんとする者も、またこれに反対せんとする者も、ひとしく納得し得ざるところでありまして、国民もおそらく同様だろうと考へるものであります。政府はまた自衛隊が戦力であるかどうかは国会の審議を通じて最終的には国民の決定すべきものであるとの意味を表明されておられます。そうでありましても自衛隊は、もはやだれが見ましても自衛隊は戦力に該当するものでありますから、自衛隊は戦力に至らない軍隊であるから合憲である、憲法違反ではないといふ政府の説明は、その限界に達しておると私は考へざるを得ないのであります。従ひまして政府が従来の憲法

の解釈を固執するのでありますならば、この際どうしてもすみやかに憲法の改正に着手されまして、国民に戦力のない軍隊という印象を与え、自衛隊の性格に暗い影を残さないようにするのが最も賢明である。こういふやうな態度をとることが、日本国にとつても政府にとつても最も賢明であると存じます。この際、従来の政府の見解にこだわらないで、吉田総理の憲法改正に関する率直な御所見を伺いたいと存する次第であります。

○吉田国務大臣 率直に所信を陳べたいと思いますが、政府は再軍備をいたさない。戦力を持つ軍隊は持たない。賢明であるかどうかは別といたしまして、政府のこの所信においては何ら変更するところがありません。

○高瀬委員 ただいまの総理の所見に對しては非常に見解を異にいたしますが、時間の關係上、次の質問に移ります。

第二にお伺ひしたいことは、この二法案の實施につきまして、政府はいかに国民の理解と納得を得んとするものであります。この点について申すまでもなく、国家防衛の問題は、あらゆる国防に関する問題のうち特に重要な問題であることは論をまたないものであります。今回自衛隊が設置されるようになりましても、一つは国民の独立意識の高揚によるものであり、一つは国際情勢の急激なる変化によるものであると私は考へます。国防上最も重要であるところのこの二法案がその目的を達しますためには、背後に国民全体の強い自覺と理解とまたこれに基く十分なる協力がどうしても

必要であることは私から申すまでもございませぬ。不幸にしてわが国は直接戦争の悲惨な体験をいたしておりますので、国民としては、りくつの上では国家を守る自衛隊の必要を感じましても、感情の上ではこれに反発するところのあることは否定することができな

いと思つております。またこの国家防衛の問題は国民の経済に、生活に重要な関係もありましますから、政府といたしましては、この法案の實施にあたりましては、よほど確固たる信念と努力をもつて、わが国の平和を守るために、またわが国の独立を真に達成するために、国家自衛の必要であることを全国民によく徹底せしめ、その理解と納得を得ることがきわめて肝要であるものであります。従つて吉田総理のこれに對する決意のほどを伺いたいと考へる次第であります。

○吉田国務大臣 お答えいたします。御説まことにごもつともであります。政府としては、この防衛庁設置その他について国民の理解と協力はますます求むる考へであります。

御計画を樹立しないのはどういふ理由に基くものであるか、吉田総理の率直なる御見解を伺いたいと考へるわけであります。

○吉田国務大臣 長期防衛計画の必要なることはお話の通りであります。現在国際情勢においても、国力の上からいつてみても、ただちに完全な防衛計画を立てるといふことは、今日これを許さないために、当局としては十分研究を続けておる次第であります。

○高瀬委員 最後に一言吉田総理に希望を申し上げます。これは別に御答弁をなさる必要はございません。

総理は、昨年三月でありましたか、国会におきまして、自衛のための戦力は憲法の禁止するところではないといつた意味のことを申されました。これは失言でも何でもありません。公然と申されたにもかかわらず、翌日閣議の人たちの意見で、これを取消されました。またかつて保安大学の訓辭の際にも、保安隊は新国軍の基礎であると申されて、学生を激励されました。私もは總理のこの二つの発言は決して誤つていなかったと思つておるのであります。今日自衛隊が発足するにあたりまして、吉田総理自身が世間に対してはつきりと、自衛隊は軍隊である、自衛隊はわが国の平和と独立を守る新国軍の基礎である、こういうことを明言されまして、自衛隊員の心構え、また自衛隊員の向うべきところを指示されるときに、これらの点について確信を持つて自衛隊設置に当られんことを強く要望いたします。私の質問を終ります。

○稲村委員長 下川儀太郎君。

○下川委員 今日までの論争を聞いて

いますと、最初の論争よりかなり飛躍して来ていることが明らかになつております。その一つは自衛隊の性格。これは最初木村長官に質問したときに、自衛隊は軍隊ではない、あるいは警察ではないと言つてゐる。それならば何だといったら、これは曖昧模稜としてはつきりしない。ところが去る四月二十八日の本委員会において木村長官は明らかに、これは私見ではあるけれども、軍隊だと言つてゐる。これは明確に担当大臣がはつきりと言明されてゐる。

第二の防衛の限界について。これは最初は侵略国を迎え撃つという立場に立つての防衛的な意見だ。ところがそれが飛躍して最後には、直接侵略が来なくとも、侵略的な気配がある場合には、その拠点までもこちらが攻撃する、あるいはその拠点を粉砕するといふような形の限界を言つてゐる。そうすると、最初の迎え撃つということよりも、攻撃は最大の防衛であるという日本の従来の言葉をそのままこれに引用して、むしろ防衛よりも非常に攻撃的な形に防衛の限界が広がつて行く。もう一つは海外派兵についてであります。この問題も、先ほど總理は絶対に海外派兵はしないということを言明された。ところが先般の委員会におきましては、この問題は、もし集団防衛の組織の中に入つた場合に、当然日本としてはその義務を負わなければならぬといふこと、もう一つは佐藤法制局長官は、自衛隊は軍隊でないから、公務員の海外出張だといふまことに何かしな説明をされてゐる。この通り、これは最初の論戦よりもはるかに飛躍して来ている。

自衛隊は軍隊である。防衛の限界は敵地までも攻撃する、そこまで飛躍してゐる。それから海外派兵の問題も、自衛隊は軍隊でないから、公務員の出張であるといふおかしな論理をもつてこれを裏づける。こういふふうな三點が明らかになつて参りますと、九条の憲法違反がわれ／＼には想像される。これに對して總理ほどのような御見解を持つておられるか。従来の答弁と全然かわつた形がとられておるので、この際總理のはつきりした答弁をお願いしたいと思ひます。

○吉田國務大臣 この国会においてあるいは委員会等の質疑応答のいきさつは知りませんが、政府の主張はいかにしても戦力は持たないといふことでありま。また防衛の限界についてはたゞいま木村長官から説明があつた通りであります。海外派兵については、いたしません。

○下川委員 そうすると、總理の答弁を信用いたしますが、次に自衛隊の指揮監督権について質問いたしたい。これは一番重要なことで、この法案には指揮監督権は總理それ自身が持つておるのであります。これが防衛出動の場合には當然總理それ自身の権限にかかつて来る。もちろん国会の承認、あるいはまた国防會議のい／＼な相談によつてこれがなされるのであります。ところが、万一火急の場合は、これは總理自身が単独の権限を持つて執行することができ。そうなつて参りますと、これが一番重要であります。もし總理が指揮監督権を握り、そうして国会に諮らない、あるいは国防會議に諮らずに急遽これを出動する場合、もし指揮監督権を持つておられる總理大臣それ

れ自身が知性のすぐれたあるいはまた良心的なあるいはまた國際的な情勢の分析がはるかに達識の士ならばこれはさしつかへありませんが、もしこれが個人的な感情あるいはまた党利党略あるいはまた一特定國の支配によつてこれを命じた場合は、日本は非常に不幸になる。これが問題でございまして、たとえばわれ／＼が非常に恐れるんとは、吉田總理がかつてばかやろふの失言をして、そうして懲罰の座にすわつた。その懲罰の座にすわつて罰せられた人が解散をくれる、あるいは先般の大憲法相のあの強権発動によつて佐藤幹事長の逮捕許可が拒否されたといふような、いわゆる党利のなあるいはまた感情的な面が出て参ります。これは単に先般の大憲法相の指揮監督権と違ひまして、國の興亡をかけておるところの軍隊の出動あるいはまた日本の獨立とか平和が将来脅かされるような重要問題になつて参りますので、この指揮監督権の濫用といふことはわれわれは十分考へて行かなければならぬのであります。ところが總理大臣それ自身のみにこの権限が持たれ、万が一不幸な戦争に巻き込まれる、あるいはまた民族の將來の仕合せがそこなわれるような戦争の渦中に巻き込まれるような、そういうことに軍隊が出動させられたとするならば、これは単に總理大臣個人の問題ではない。やはり八千何百万の日本の同胞の生命財産の問題でございまして、われ／＼はこの指揮監督権に對しては強く反對する。同時にまたこれが万一火急の場合は国会に諮らない、あるいは国防會議にも諮らないで単独になされるとするならば、より以上に總理それ自身の人間の問

題、人格の問題、あるいは見識の問題、そういうことが問題になつて来る。ただ私は今日まで吉田總理が国会においてい／＼の独断的な行動——そう言つてはいろいろと失礼であります。先般の大憲法相の問題なりあるいは解散などの問題を見てみましても、非常に危惧を感じます。その意味でこの指揮監督権を總理自身が把握するといふことに對しては、私たちは非常に問題だと思ふ。この点について、賢明なる吉田總理大臣でありますから、おそらく日本を火中のくりに捨てるような戦争の中に巻き込むような派兵あるいは軍隊の出動はなされなと思ひますが、その点に對する總理の見解を伺つておきます。

○吉田國務大臣 賢明なる總理大臣であるから、説明は木村長官からいたします。しかし木村長官の説明もなわち私の説明と御承知をお願いしたいのであります。

○木村國務大臣 總理大臣が指揮権を持つてゐることは御承知の通りであります。この指揮権の行使につきましては、總理大臣は要するに内閣の代表者でありますから、閣議にかけることはもちろんのことであります。閣議にかけて防衛出動の可否をきめる、その上になおかつ、急を要する場合でありますとも国防會議においてその可否を決することは法案の規定するところでありま。従ひましていかなる場合においても總理大臣が自分のかつて防衛出動の可否を決するといふことはないわけでありま。

○下川委員 もちろんたゞいまの木村長官の答弁の通りであります。しかし往々にして閣議の會議において

もいゆるおのれの自我を押し通す大臣も数多くございまして。従ひましていゆるワンマン的な立場に立つ總理大臣である場合は、勢ひワンマン大臣の意向によつていゆる日本の不幸を招くといふような結果が出て参りますので、それを私たちは憂ひるのであります。

時間がございせんので次に参りますが、次は治安出動についてであります。この治安出動の指揮監督権はやはり總理大臣にある。しかしこの治安出動の場合、たとえば国内の治安が乱れた場合、当然これは治安出動となつて参ります。そのときにやはりここに大きな問題がございまして、國の乱れといふことは當然政治の貧困から生れて来る。政治的な大きな欠陥が国内の暴動となりあるいはデモ隊となつて来る。そういう場合もしこの権限を濫用する場合は、労働者や中小企業あるいは農民への生活権擁護の圧迫になつて来る。今日でも非常に多くの問題が社会的に残されてゐる。たとえば労働者の基本的な人権を確保するための闘ひ、あるいは首切り反對の闘ひ、あるいは中小企業が今日金融面で非常に困つてゐる、次々と倒産して行く、あるいは農民は今日災害が復旧しておらないので非常に困窮してゐる。そういう生活の立場から来るところの大きな運動、あるいは陳情團あるいはデモ、それが個人的な一人々々の感情のほとはしるところは、必ずい／＼な形になつてこれが表現されて参ります。あるいはあなたの方から見ると非常に暴動的に見える場合がある。しかし國を愛する、自分の生活を守る、そういう形からこれらの人々が熱烈なる陳情を

するときに、勢いそこにいる／＼な紛乱が生ずる。そういう場合その指揮監督権の濫用によつてはやはりこれらも暴動であるとなすことができ、あるいはまたいろいろ形をかえて労働者諸君、農民諸君、中小企業に圧迫が加えられるといふことも、われ／＼は思惟することができ、あります。この場合やはり指揮監督権を持つ人がよほど慎重に事を運ばないと、いわゆる生活権擁護を破壊する、あるいはより以上に、せつかく民衆が国会に陳情をする、あるいは総理大臣に陳情をしては、あるいは政治を望んでいるのを、そういう部隊の出動によつてむげに圧迫するやうなことになる、もとより国内に混乱を生ずる。その場合に於ける治安出動に対する政府当局あるいは今後の当路者の見解をひとつお示しを願いたい。

○木村国務大臣 これは私からお答えするのが筋だと思ひます。足らぬところは総理大臣から答弁を願ふことにいたします。

今下川委員から御質問があつた点は、要するに治安出動の場合であらうと存じます。われ／＼の考えをいたしましては、自衛隊が治安出動をする場合、これはみだりに出動すべきものではないといふ建前をとつていゝるのであります。普通の警察力でしめるという建前をとつていゝのであります。すなわち一般警察力をもつてはとていゝ鎮圧することができない大規模な叛乱とか擾乱の場合に、初めて自衛隊が出動することになつております。しかもその出動する場合におきまして、も、それ／＼国家公安委員と十分の連絡をとつて参る建前をとつていゝのであります。

あります。しかも治安出動をした場合においても、二十日以内において国会の承認を得なければならぬ、いわゆる事後承認を得ることの建前をとつていゝ。いづれの面からいいたしましても十分なる制約を設けてゐるのであります。今下川委員の御懸念になるやうな農民を圧迫するとか、あるいは労働者を圧迫するとか、あるいは労働者が案を十分得られずと、その点はきわめて明瞭であらうと考へておる次第であります。

○下川委員 それからこの自衛隊法案の中の第九章の罰則に関するところであります。この罰則の項目を讀んで参りますと、まづたぐの軍隊と同やうな事項が出ておる。いわゆる上官の命はそのいかんを問はずただちに服従すべしという、その封建的な罰則がその中には載つておる。たとえば百十九条の「上官の職務上の命令に對し多数共同して反抗した者」あるいは「上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しないもの」等々、そういう項目が出ております。しかもその懲役が「五年以下の懲役又は禁錮に處する」といふことになつておる。いわゆる反抗あるいは共同叛乱といふやうなことがありますが、しかもこれ活動、これが正しい意味においては活動ならいざ知らず、もし私が先ほど申し上げた通り、上官それ自体あるいはまた指揮監督者それ自体が曲つた行動にその部隊を利用し、濫用するといふ場合には、当然正しい観点に立つ自衛隊員はこれに對して反抗するといふのは当然であります。たとえば國

内の治安の問題で、自分たちと同じ立場に立つ労働者とか農民あるいは一般勤労者の利益を守らないうる活動、一部の特定資本家あるいは一部の業者等のためにそれらが利用されるという場合、あるいは海外出兵の場合、そういう場合は当然これら人々はそれに對して反抗する、あるいは抗議を申し込む、そういう場合に、その自衛隊員それ自体が正しい見識を持ち、正しい認識を持つた反抗である場合において、なおかつこれは上官の命に服さないといふ立場に立つて禁錮とか懲役に処するの、かどうか、その点をひとつ明確にしておいていただきたい。

○木村国務大臣 お答えいたします。下川委員は、何か自衛隊がよこしまな方面に使われるといふことを予想して御質問になつておるやうであります。われ／＼といいたしましては、自衛隊はさうな疑念は毛頭ないという観点に立つておるのであります。さうなことがあつては相ならぬ、これが根本精神であります。御承知の通り、自衛隊はほかの役所とは違ふのであります。従ひまして命令系統がしつかりしない、自衛隊の行動といふものは正しい方向に持つて行けない。かるがゆえにかやうな事項を設けて、自衛隊の命令系統を明らかにしたいといふ趣旨にはほかならぬのであります。

○下川委員 自衛隊はよこしまな活動には使われぬといふことを言明されておりますが、しかし今日の政治のあり方は、先般の犬養法相の指揮権発動のごとき、よこしまなものにそれが濫用されておる事実をわれ／＼ははつきり知つております。従ひまして自衛隊といふやういふ大きなものがよこしまな

ものに利用されるおそれがあるから私は質問するのであります。先般の犬養法相の問題も今日議會の問題になつております。これはやはり、よこしまなものにこれが濫用されておるといふことが社會一般の輿論でございます。従ひましてそれを推し進めて参りますと、自衛隊の今後の運営それ自体が非常に危険になつて来る。それなるがゆゑに私は追究するのであります。この点に關してはぜひ吉田総理の答弁をお願いしたいと思ひます。

○吉田国務大臣 お答えをいたします。主管大臣の言明せられたことが、すなわち私の所信であります。

○稲村委員長 辻政信君。

○辻(政)委員 私はこの法案をよきよくするといふ見地におきまして、質問の要点をごく簡潔に三點に限りまして、自衛隊の最高指揮官たる吉田総理大臣の御見解をお伺いしたいと思ひます。その第一點は、指揮官と幕僚の本質に對する認識を誤つてゐる点であります。指揮官とは任務に基いておのれの意思を決定し部隊に命令するものであり、幕僚とは指揮官の意思決定に必要な意見を述べてそれを補佐するものであります。直接部隊を指揮するものとしてみますれば指揮官は一家における亭主であり、幕僚は女房であります。新憲法下において男女は同權であります。職務にはおのづから差がありまして、亭主は外に働き女房は内を整えるものであり、一部の例外を除きましては、女房は亭主を兼ねることはできないのであります。しかるにこの法案ではこれを一人で兼ねてゐる。あ

兼ねてゐるやうなものである。であります。すなわち陸海空の幕僚長は、長官を補佐する幕僚であるとともに、長官の命令を執行する任務を与えられ、指揮官の性格を兼ねてゐるのであります。平時におきましてはさしたる不便を感じませんが、侵略を受けて出動する場合には、たちまち重大な欠陥を露呈することは、火を見るよりも明らかであります。かくのごとき非常識な制度は世界のどの國にも見当たらないのであります。自衛隊を軍隊の性格と認める限りにおいては、陸海空自衛隊にはそれ／＼専門の最高指揮官を平素から置き、幕僚部を設け、その幕僚長をもつて統合幕僚會議を構成するといふやうに修正することは当然であり、絶対に必要と考えますが、この点について総理大臣の御見解を承りたいのであります。

○吉田国務大臣 大分専門的になりますから、主管大臣からお答えさせます。

○木村国務大臣 申すまでもなく幕僚長は長官の最高補佐機関であります。終始部隊の編成、行動その他について長官を補佐することは当然であります。それと同時に幕僚長は長官がきめましたことについて、それを部下に命令し、これを指揮するといふことの建前をとつてゐるのであります。ここに私は旧軍隊と違つた非常なよさがあるものと考えておるのであります。一面において長官を補佐し、一面において長官がその補佐によつて決定したことを幕僚長に命令し、幕僚長はこれをさらに部下に命令する、こゝういふ建前をとつてゐるわけであり、今辻委員は、非常時において非常な混乱を生じ

はしないか、幕僚と指揮官と二つにする方がよいやないかというお説であります。もつともな御議論と私は考えます。しかしながらこれは平時たると非常時たるとを問はず、常に幕僚長が実施部隊に關して長官を補佐することがいよいよ私は考へております。しこうしてその補佐されたところに基いて長官がこれを幕僚長に指揮して、そうして幕僚長がさらに部隊の各方面の指揮官に対してこれを指揮して行くという両々相まつて私は運営のよろしきを得るのではなからうかと、こう考へてゐる次第であります。

○辻(政)委員 たいだいまの御答弁は、この前も同様の趣旨を承つたのであります。それは要するに専門家でないからそういう言ひののれを答弁で終るのであります。この問題は必ず將來に禍根を残します。この一点を私は速記録にとめておきます。

質問の第二点は、内局と統合幕僚會議の権限についてであります。統合幕僚會議は陸海空三自衛隊の対立を防ぎ、その総合訓練と運用を調整するための機関であり、議長は当然自衛官の最上位の者をもつて充てられ、純軍事の最高幕僚として長官を補佐すべきものと考へますが、原案によりますと、内局の防衛局長の権限が純軍事に關して最高であり、防衛、警備及び自衛隊行動の基本と編成、裝備、配置等の根本を握つておりますから、統幕會議は防衛局長の下請機関たる権限しかないのであります。これはおそらく三黨協定の精神ではなからうと思ひます。三黨間では統合幕僚會議の任務についてのみ協定し、これと関連すべき防衛局長の任務を検討調整しなかつたものであり、この欠陥に乘じて巧みに統合幕僚を骨抜きにするように、事務官僚によつて法制化されたものと判断するのであります。幕僚の下剋上を防ぐためには、その権限を適度に分散することが必要であります。原案は軍令と軍政の基本的権限を一人の防衛局長に集中してゐるのであります。これは重大なる欠陥であり、幕僚ファッショの危険をはらむものと断ぜざるを得ないのであります。この点についての自衛隊の最高指揮官たる吉田総理大臣の御見解を承りたいといたします。

○木村國務大臣 これは法案の細部にわたるものでありますから、私から一応の見解をまず申し上げます。たいだいま辻委員の仰せになりましたのは、いかにも内局すなわち防衛を担任しておる部門と、そうして統合幕僚監部との対立、むしろ内局の方で統合幕僚會議の方を始終押へて行くような危険のもとに御質疑があつたものと考へております。これは全然根本的思想が違ふのであります。御承知の通り統合幕僚會議におきましては、各幕僚でもつて立案したものをさらに総合して、いわゆる海、空、陸、この方面をどういうぐあいにうまく運営して行くか、また一朝事あつたときに、どういうぐあいに指揮命令をして行くかということについて大きな計画をふだんから立てて行くことになつておるのであります。しかしここで立てた案を、さらにわれ／＼が内局といたしましてあらゆる面からこれを総合して判断する、すなわち予算の面あるいは運輸とか通信とかその他各方面からこれをさらに検討いたしましてこれを決定して行く、その決定されたものを各幕僚長

に流して各部隊にさらにこれを命令して行くというふうな建前をとつて行つておるのであります。決して内局が統合幕僚會議を抑えるとか何とかいうことではないのであります。内局の方は御承知の通りあらゆる面、國際情勢、あるいは予算あるいは人事の面その他の面から、総合的にこれを検討して行くという關係でありますから、統合幕僚會議を内局でもつて押へて行こうというふうな考へ方のもとに、この法案がつくられたわけでも何でもありません、両相まつて運営のよろしきを目指したいというところでこの法案ができたわけでありました。

○辻(政)委員 この原案は防衛局長にあらゆる権限の基本が握られております。これは他日必ず後悔なさる時期が来ますから、その一点だけを申し上げて質問の第三点に移ります。

これは自衛隊の規律を維持する点において重大な欠陥を持つておるといふ点であります。すなわち自衛隊法案第百九条の罰則を見ますと、上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗し、または上官の命令に違反して指揮権を濫用した者に対する罰則が、わずかに「三年以下の懲役又は禁錮」と規定されておるのであります。総理大臣は自衛隊の最高指揮官であります。その命令に対し武器をもつて集団反抗し、あるいは総理の命令に違反して指揮権を濫用する者に対し、三年以下の軽い罰で処断することによつて、この武器を持つた集団の規律が保てるとお考えになるかどうか、これはきわめて重大な点であります。この法案はクーデターをやしやすいようにした法案です。過去のいまいしい失敗を繰返さな

いために、平時から武器を持つた者に對しての集団抗命罪と指揮権濫用というものは、各国におきましては死刑もしくは無期をもつて処断をしておるのであります。この点に木村長官の御答弁では満足できない。吉田総理大臣はかくのごとき重大なる地位に立たれ、そうして軍の規律を一条乱れず、過去のあやまちを繰返さないために、ほんとうに良心をもつてこの法案の再検討を政府及び与党に私は御指示になるべきと確信するのであります。本法案は三黨協定の結果成り立つたと言つておりますが、これには重大な欠陥である。今申しました三點、党派を超えて自由

黨の各位と日本自由黨の皆さんはその趣旨をお認めになつております。しかるに改進黨は覺悟といひますが、協定の線にこだわつて御同意になつておらない、こういうことで原案通りさんな法案を押し通すことは、党内閣委員會が一箇月にわたつて真剣に検討した例値があるか、これはどうか皆さんは國會の權威にかけて、悔いを將來に残さないように、総理大臣から御答弁願ひたいのであります。

○吉田國務大臣 お考へはよくわかりました。なおその点については政府といたしまして研究いたします。

○稻村委員長 中村梅吉君

○中村(梅)委員 私は憲法とこの防衛二法案との關係について、政府にお伺ひしたいと思つております。この問題は保守三黨の防衛折衝にあたりました。しかしながら憲法と防衛との關係については、ついに三黨の間に意見の一致を見ることができませんで、結局は政府の責任ある処理を期待して、

とにかく防衛については自衛力漸増の意味でこの程度のことには必要である、また駐留軍の漸減、あるいは將來は駐留軍の全面撤兵を求める上からは、どうしてもこの程度の自衛力漸増を進める必要がある、漸増を期する必要がある、という結論にこの内容といふのでございしますが、しかしながらこの防衛二法案と憲法との關係については、まだ結論を得なかつたわけでありまして、しかも國會における各種の議論を通じてみましても、まだ明確にされてゐないことを私は非常に遺憾に思ふのであります。もちろん政府としては簡単に憲法を改正するとも言い切れませんが、ごいひましますと、防衛の關係についても、現在の段階は自衛軍創設の準備段階であらうと思つてあります。この程度の設備ができたからといつて、これが完全な自衛軍であるとは何人も思はないのであります。完全な自衛力を持つたための方向に進む一つの過程である、こう私も思ふのであります。しかしそうであるとするならば、憲法の關係について、完全な自衛力を持つたというためには、憲法を今のままにして完全な自衛力が持てるはずはない。筋金の入る設備のできるはずはないのであります。憲法もやはり準備の段階に入つておるものである。憲法の改正に向う準備段階、完全な自衛力を持つた方向に向う準備段階、この二つの並行線といふものがあるといふことくらいははつきりしないことには、私どもとしても、國家の現状から見て、この程度のことには必要であると思ひますが、しかし憲法の關係

を今までのままでこれを是認するといふことはできないという、実は考えを保持しておるわけでありませう。この場合私は憲法と防衛二法案との関係について、吉田総理大臣はどういうお考えであるか。従来の国会の論議における総理大臣の答弁をそのまゝ堅持されるのか、少くとも私が今申し上げた程度の方角は是認されるのであるか、この点をばつきり承つておきたいと思ふのであります。

○吉田内務大臣 主管大臣からお答えします。

○木村国務大臣 申すまでもなく、憲法第九條二項には戦力は保持しないとあるので、戦力を持つためには憲法を改正するといふことは当然でありませう。そこで独立国家たる以上は、みづからの手でみづからを守る体制を一日も早く整えるといふことは、当然であるかと考えております。しかしながら、しばしば繰返して申しました通り、現在の段階においては、国力いまだそこまですべて達しておりません。遺憾ながら、日米安全保障条約において、アメリカ駐留軍とたゞいまの保安隊——今後自衛隊となりましようが、これと両々相まつて日本の防衛体制を立てて行こうといふのが、たゞいま政府の立つておる立場であります。しかし、今後の情勢いかによりましては、われわれはやはりある程度の軍備は持たなくちやならぬといふところに行くものと考えております。それは一に国民の意思にかつておるのであります。国民の意思が、戦力を持つて、日本の防衛体制を十分にしなければならぬといふことになりますると、当然憲法改正といふ問題が起きて来るだろうと思ひ

ます。その問題がいつになるかといふことについては、これはわれわれの予想の限りではありませんが、しかしだん／＼日本の国民においても、自衛体制の一日もすみやかならんことを期しておるのでありますから、私はその日もそう遠くはなからうと考へております。しかし政府がインシアチーブをとつて憲法改正をするといふところまではまだ行つていないんじやないか、一に国民、ことに国民を代表されている国会議員諸君の意向にかかる問題だ、われ／＼はこう考へておるのであります。

○中村(梅)委員 私は、木村長官の意見を聞いたのはありません。この問題については、木村長官、緒方副総理との間に、参議院においても、衆議院においてもいろいろ議論をしておりました。しかしながら、まだ明確になつていない。しかも吉田総理大臣は、憲法は改正いたしませんといふことを從來数回、しばしば言つておられるので、あくまで憲法は改正をいたしませんといふことでのこの防衛二法案を進めようとするのは無理ではありませんか、こ

ういふ点を念を押しておるのであります。木村長官が国務大臣として言われ

ておる言葉を拝借しますならば、国家の基本権としての自衛権は、これは憲法以前のものである、こゝ言われ

ておる。その点から見ても、私は木村長官は、憲法はこのまゝでも戦力は持てるのだといふ考へ方じやないか、あるいは政府もそういう考へ方じやないか、こ

ういふことも一応想像されます。それならばそういう見解を明確に、前提だけではない、もつと結論もはつきりしていただきたい。かりに國家の自衛

権といふものが憲法以前のものであつて、自衛のための戦力は、憲法にどう

いう規定があつても持つてゐるのだといふはつきりした結論があるとしても、

今の憲法そのまゝでは、筋金の通つた自衛力といふものはできないのじやないか。今一つ／＼あげませんが、これ

は幾多の難関があるわけですが、ですから、憲法を改正しないことには完全な

自衛戦力は持てないであらう、こゝ私どもは思ふので、この点について総理

大臣の、簡單でかつこゝろですが、所見をただしておるわけでありませう。

○吉田内務大臣 お答えします。政府は、たゞいまのところ憲法改正の意思はございません。

○中村(梅)委員 それでは重ねて尋ねますが、憲法の改正に向ふ準備をするとか、あるいは憲法の改正の方向に進むといふ意思もないのでありますか。

○吉田内務大臣 研究はいたしておりますが、たゞいまのところまだ結論に達しておりません。少くとも私としては、憲法改正の意思はありませう。

○中村(梅)委員 研究をするといふことは、憲法改正の必要の部分を検討をして、その結論が出れば改正をするといふのであります。結論が出ておると正をしないといふ今の御意見でありますか、それを伺いたい。

○吉田内務大臣 それは将来に属することでありませうからして、たゞいまお答えはいたしません。

○中村(梅)委員 将来のことであつても、少くとも戦力と見られるような、直接並びに間接の侵略に備える防衛の法案を審議するにあつて、その見通しをくらひのことと持たないでこの防衛法案を國家として制定するのだ、一体

どういふことが言えますか。私は、少くとも政府の責任者として、見通しをいひ明かにして、こゝろこゝろ見通しなんだからこゝろいふ法案が必要なんだ、こゝろいふ自衛力が必要なんだ、こゝろいふことにならぬことには、この法案の審議なり、われ／＼が最後の態度を決するといふことはきわめて困難だと思ふのであります。もう一度この点について伺いたい。

○吉田内務大臣 たゞいま私が申した通りであります。

○中村(梅)委員 どうもこの点については、いくら押問答をしたつて、吉田総理の御性格からいつてこれ以上いかんとも打開はできないと思ひます。か

ら、たゞ最後に一点伺ひます。M S A協定その他の関連から見まして、日本

の防衛体制といふものは集團安全保障、集團防衛の方向に進んでおるものと

ありますが、政府はそういう考へ方のもとにこの防衛法案を制定し、あるいはM S A協定を結んでおる、こゝろいふように

受取つてよろしいかどうか、総理大臣から伺ひたいと思ひます。

○木村国務大臣 私からお答えいたします。もちろんわれ／＼といたしましては、独力でもつてたゞいま日本の防衛体制を立てて行くことができないことは御承知の通りであります。集團的

にわれ／＼は日本の防衛体制を立てるよりほかに道がなからう、いづれ時期

がたちますと、単独でもつて自衛体制を立てることができると思ひます。

それまでの間は集團体制をとつて行くことが一番適當であらうと思つて

おります。

○中村(梅)委員 要領を得ませんが、

時間の関係もありますからこれで私の質問を終ります。

○稲村委員長 平井君。

○平井委員 自由党は二法案に対して賛成でありますから質問は省きますが、内容の中に、事件が起つて出動命令を出して、地方に自衛隊が行つた場合物資の調達をやる、その場合において、県知事に命令をすることになつておるのであります。現在県知事は公選であります。自衛隊に反対をする県知事がもしおつたとするならば、物資の調達がなかつた困難と思ひますが、総理大臣は将来知事を官選にする気があるかどうか、この点を質問いたしまして私は終ります。

○吉田内務大臣 官選にしたいと思ひますが、まだ政府の方針は決定いたしておりません。

○稲村委員長 質疑はこれにて終了いたしました。午後は二時から委員会を再開し、討論採決を行います。

この際暫時休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後二時三十九分再開

○稲村委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

これより防衛庁設置法案及び自衛隊法案、両案を一括して討論に付します。討論の通告がありますので、順次これを許します。大久保武雄君。

○大久保委員 私は自由党を代表して、政府提案にかかる防衛庁法案並びに自衛隊法案につき、賛成の討論をいたしたいと存じます。

第一に、自衛力を持つことを決定する前提として重要なことは、日本が戦時において中立を維持し得るかいなか

第二に、日本の中立維持が困難であるといえますならば、社会党の言われる非武装であつてよいかないか。非武装のまま敵の侵略にまかれますならば、その結果はまさに悲惨の極であります。またみずからは防衛の責めに任ぜずして、他國の軍隊に自國の防衛を依頼いたしますならば、もはや独立國の誇りはこれを捨てなければなりません。

政治的かけひきの具に供されているもの。としか考えられないのであります。またもし武力を社会革命のために使用されるのが本意であるといえますならば、これはまさに驚くべきことであり、共產主義の暴力革命に共通するものであり、断じて民主主義の上からは許し得ない考えと言わなければなりません。侵略の形態につきましては、日本が海上に孤立し、食糧及び原料をすべて海外より補給しなければならぬ戦略的弱点よりいたしまして、共產主義国が欧州やアジアでつづいていた過去の行動より見て、海上封鎖や思想的内乱の策動と、これに伴う夏軍の派遣等が、最も起り得る場合であろうとの想定が有力でありまして、日本が四面に海をめぐらしていることは、何ら侵略に対する自然的条件を安全にしたものではないとの判断も、ほぼ一致したものであります。

第三に、しからばいかなる陸海空の部隊を設置すべきであるかは重要な課題であります。政府は三軍均衡方式によるとの説明がありました。日本は海国としての戦略的地位からいたしても、また日本の財政的能力からいたしても、三軍それ々に力を入れたことは適當ではないのであります。が、保安庁長官の答弁において、三軍均衡方式をとつても、一、海上及び航空部隊に重点を置くこと、二、陸上及び海上部隊、特に海上自衛隊には、海上作戦が航空機の協力と不可分の関係があるのにかんがみ、相当有力なる航空機を配属すること等の詳細な説明がありました。この保安庁長官の説明は、日本の西太平洋における海国としての戦略的条件にかんがみ、きわめて

第四に、これらの部隊が行う武力行使の限界につきましては、政府は自衛権の範囲内に行うとの答弁でありましたが、これはいささか抽象的であり、いかなる限度までの武力行使が自衛の限界であるかは、具体的の場合を想定いたしましたすと、はなはだ決定困難のようであります。自衛隊を海外に派遣しないということとは、政府の答弁により明瞭であり、また現憲法下においてこの方針を貫くことは当然であります。が、想定し得る侵略の事態に対処して、前線部隊をして自衛限界の判断に苦しみ、ひいてはこれらの隊員に不必要な犠牲を忍ばせ、また不測の困難な国際問題を惹起することなきより、政府はすみやかにこれが具体的方途を検討し、前線部隊に必要な指示を与えておく必要があると考えるのであります。

第五に、自衛隊は軍隊であるから憲法違反であるとの質問が、社会党委員より発せられましたが、憲法は近代戦力の保持を否定しておるのでありまして、自衛に必要なる防衛力は、戦力にあらずる限りこれを禁止しておるとは考えられないのであります。また社会党自身におかれましても、つい先日政權担当の苦しまぎれの一時的便法ではありましたが、憲法違反の保安隊を当分存置するとの政策協定を発表されたことは、みづから憲法違反ののしつておられる保守党のわだちを踏むことを決意されたわけでありまして、これは明らかに社会党の主張される憲法違反であり、みづから国民に対する重大なる公約を裏切られたもの

上に返るといふことは、まさにこのことであり、自衛を政略的かけひきの具に供されるのは、社会党のためにまことに惜しむのであります。

また原子爆弾が発明使用されました今日、防衛隊は玩具の武装であつて、その意義をなさぬとの説もありましたが、原子力に對しても、これを運搬する艦船、航空機に對しての防衛は依然必要でありますのみならず、また情勢判断からいたしますと、わが國に對してはむしろ原子力以外の侵略方式が起り得る場合が多いとの想定が尤であります。またかくのごとき原子力以外の侵略が全然ないとの保障はどこ

にもないのであります。国内に思想的内乱を起させて、しかる後に義勇隊を派遣する共產主義國の独特の侵略方式に対処するためのみからいたしましても、どうしても自衛力の保持を必要とするとの判断に歸着いたすのであります。すなわち社会黨の主張される非武装中立論は、政略のかけひきでなければ、たとい本意ではないとしても、國民を裸にして共產帝國主義のえじきに売り渡すケレンスキー的な売國的橋渡しをなすものであると言わなければならぬと考えます。

なお航空機、潜水艦、毒ガス、原子爆弾等の常軌を逸した使用が人類に及ぼす無惨なる殺戮は、まことに人道上より見て遺憾千万でありまして、私どもは新しき原子力管理を含む戦時国際法の成立を心より懇望するものであり、外務大臣のこれに対する努力する旨の答弁をもつて、一応了承し、今後

第六に、日本の防衛機構における文官優位については、兵権優位の軍国主義の復活を防止する機構運営の基本として、きわめて重大な問題であります。今回の防衛庁法案によれば、防衛庁内局に制服職員をも採用することとでありますが、制服、私服の対立を解消したいという当局の意図は、一応は了承されるのでありますけれども、従来採用されて来たその原則の保持に一抹の不安を禁じ得ないのであります。政府は運用上格別の留意を払われ、あくまで文官優位の民主主義の原則を守られるより、希望いたす次第であります。

第七に、防衛の精神については、隊員に対し祖国愛を中心として精神のよりどころを定め、また生か死かを選ぶ場合には、隊員に対し義務遂行の自覚を鮮明にし、また悲しき祖国防衛の犠牲者に対しては適者なる英霊を慰める方途の確立を要望したのであります。が、政府の対策としていまだ不明確の点が多々あつたのであります。政府においては出動したる隊員が物心両面にわたり心おきなく祖国のために働き得る制度を一日もすみやかに確立されんことを要望いたします。

以上申し述べました通り、わが国は、

平和条約によつて自由主義國家群の中においてその平和と安全とを保持せんことを決意いたしました以上、またわが國が獨立國としてその國土と國民とを守ることをみずからの當然の責任であるとの自覺に立つ以上、日本政府は、他國を侵略せず、また脅威を与えずして自國を守る自衛隊を編成し、防

衛庁を組織することは当然の責任であります。また他方共産主義国の防備なき国に対する侵略の可能性がなくならない限り、及び過去にしばしば行われました共産主義国の弱者に対する不意打ちの危険性がなくならない限り、また東亜において防衛力の真空地帯が多く、これが共産帝国主義の侵略の誘惑となつてゐる現状よりいたしますれば、政府の防衛力強化の企図はきわめて時宜になつた措置と考えられるであります。

私は以上の意味におきまして、自由党を代表して両法案に賛成の意見を明らかにいたしました次第であります。(拍手)

○稲村委員長 大久保委員の発言中個人の言動に触れるところがありましたので、一言一身上の弁明をいたします。大久保委員の言つたようなことを私は一言も言つたことなく、まったく事実無根でありますので、以上釈明いたします。栗山博君。

○栗山委員 私は改進黨を代表いたしました。本委員会の採決にあたり、防衛庁設置法案並びに自衛隊法案につきまして、賛成の意見を申し述べんとするものであります。

一言お断りしておきたいのは、午前中總理大臣が出席されまして、私も直接總理大臣の面前において、改進黨の所見とつたまた私の考えるところを申し述べた機会を得たことと申し述べたのであります。残念ながら午後には御出席がないということでありまして、しかしながら、この法案の審議にあつて最も重要な問題について、この委員会において最後の答弁とも申すべき首相の発言中に、あくまでも軍備を

否認し、憲法を改正しないということをお断りしておるのであります。しかるにこの自衛隊なるものは軍隊であるかといふ重要な点につきまして、總理と木村保安庁長官との意見が相違しておるのでございます。かくのごとき状態において、この重要なものが国の運命を決すべき大きな転換期を知らんでおられます。法案について、各大臣の間において意見が相違があり、見解に相違があるまゝに、なおかつこの審議を続け、この採決を求めるものであるかといふことを思ひます。ときに、私はまことに遺憾を禁じ得ないものがあるのをごいいます。さりながら私は、前申し上げました通りに、改進黨の決議によるところの賛成討論に立つておるのでございます。この意味におきまして、いささか私の述べるところをお聞き願ひたいと思つております。

わが改進黨は、さきに世界の情勢の推移にかんがみまして、わが日本の置かれております環境からいたして、国力に應じた民主的な自衛軍の創設を主張して今日に至つておるのでございます。私どもは、無法、無組織をきわめ、国民をかり立てて戦争に導き、その敗戦の結果がいかに悲惨なものであつたかといふことは、身をもつて体験しておるのでございます。従つてわれわれが戦争を憎悪し、平和を企願すること切なる思いを有することは、世界いづれの国民にも決して劣らないものであります。しかしわれわれは、この冷徹なる現実を直視して、わが日本の現状は、非武装、無防備の姿にこのまゝにして、他国の侵入のおそれがある場合といへどもかような状態において真

の平和を守り得るやいなやということについて、非常なる危惧を持つものである。さらに現在、わが国の安全といふものは、申すまでもなく、日米安全保障条約によつて日本に駐留する米國軍隊の手によりまして、その安全保障が保たれておる形を持つておるのでございます。かくのごとくして國家の存立に最も必要な基本的な責任をば、外國の手にゆだねておるといふことが、外に、独立國といふたしましてきわめて不自然なものであることに痛感を感じ得ないものがございます。しかしながら、この不自然な姿から脱却いたしまして、独立日本の姿に返すのには、一日も早く最小限度の軍備を整へまして、すみやかに米國軍隊の撤退に善処すべきものと信ずるのでございます。

以上の趣旨によりまして、われわれは今回上程されました防衛二法案に賛成するものであります。しかしながら、この二法案に対する責任ある政府の態度と、その説明とは矛盾撞着をきわめ、いたずらに堅白同義の弁を弄し、ために一般国民に真相徹底を欠き、理解せしむる機会を失し、事ここに至れることをまことに遺憾とするものであります。われわれはこの観点に立ち重要な二、三の点を指摘し、政府の重大なる反省を促すものであります。

その第一は、自衛隊の性格についてであります。これについては、政府は本法案をめぐつて、自衛隊は軍隊でも警察でもない、特殊な存在であると言ひ、そうかと思へば、自衛隊は男か女かの質問に対して、木村長官は、自衛隊は男であると答へ、最後には、木村

個人としてはまさに自衛隊は軍隊であると答弁するに至つたのであります。が、政府の答弁としては、前申し上げましたように、總理を初めきわめて曖昧模糊であつて、軍隊と称してもさしつかえないといふような言葉も漏らしつておるのであります。かような解釈を續けて行くならば、いたずらに國民をして混乱に陥らしむるのみでありまして、百弊あつても一利がないのでございます。むしろ率直に軍隊であるといふことを、責任のある政府として言明された方が、國家のためであり、かつまた政府のためであると私は考えるのである。自衛隊が軍隊であるか否かは最も重大なことでありまして、保安隊の士気が常に問題となり、隊員の自尊心を傷つけ、また世間の誤解を招き、背後に盛り上らんとする國民の協力的感情に少からず支障を与えておることを心から憂はるものであります。今回の自衛隊は明らかに直接及び間接の侵略に對し、わが國を防衛することを主要任務とするところでありまして、これは、これはまさしく軍隊であります。よろしく政府はこの際明確にすることを要するものであります。

第二に、自衛隊と憲法との關係であります。本日この委員会において、吉田首相は軍隊を持つ意思はない、憲法は改正しないと主張しておりますが、今やこの自衛隊はいかに強弁しようとも戦力であり軍隊であることは明らかであります。この法案に賛成する者も反対する者もおそらく同意見であり、自由党の諸君もこれには異存を唱へる者はいないものと信ずるものであります。われわれ改進黨は、現憲法下においても、自衛のための戦力、自衛

のための軍備はこれを保持し得ると割切つて考へてゐるものであります。今こそ徹固たる既成事実の上に政府は驕然としてわれわれの憲法解釈に同調すべきであります。しからずんばいさぎよくすみやかに現行憲法改正の決意を國民の前に表明すべきであると考えらるものであります。一時を糊塗するも長くは大衆の耳をおおひ得ないのであります。政治する者は常にこの心を持つて政治の衝に當らなければならぬことを私は忠告申し上げる次第でございます。

第三には、總理大臣に対する過度の権力集中についてであります。今回の自衛隊法案によれば、内閣總理大臣は、自衛隊の最高の指揮監督権を有することになってゐます。これは旧明治憲法において天皇が有せられた統帥大権とも匹敵するものであります。さらに現行憲法上總理大臣は内閣を代表し、全閣僚の罷免権を通じて行政各部を支配し、その上憲法第七條により解散権をもつて国会に臨み、さらに法務大臣を通じて検察庁に対する指揮権を左右し、現にこれの悪用専断が今や世の指弾を受けている次第であります。加うるに現在本院に提出されている警察法の改正によつて、それがそのまま通過するがごときことがありますならば、これが警察権をも掌握するのであります。このような権力の集中はわが國において空前のことばかりではなく、列國の大統領や總理大臣をはるかにしのぐもので、独裁國家以外にその比を見ないのであります。自衛隊運用については国会の承認を経ることになつてはありますが、緊急の場合は事後承認となつてゐますから、この自衛隊も

のたの軍備はこれを保持し得ると割切つて考へてゐるものであります。今こそ徹固たる既成事実の上に政府は驕然としてわれわれの憲法解釈に同調すべきであります。しからずんばいさぎよくすみやかに現行憲法改正の決意を國民の前に表明すべきであると考えらるものであります。一時を糊塗するも長くは大衆の耳をおおひ得ないのであります。政治する者は常にこの心を持つて政治の衝に當らなければならぬことを私は忠告申し上げる次第でございます。

總理大臣の意のままに行い得るのであります。われ／＼は以上のごとき公武合体の権力集中は、わが民主主義の精神に反するばかりではない、將來國家に不測の災いを生ずることをおもひばかりまして国防會議の設置を提唱したのであります。しかるに政府は、国防會議の資格を提示することなく、この二法案の通過を求むることは、その真意がいずれにありやを疑わざるを得ないのであります。

最後に、自衛隊員の士氣、自衛隊員の愛國心について申し述べたいのであります。自衛隊は過去の保安隊とその本質を異にし、國土防衛を任務とし、すなわち往時の防人となつて祖國防衛のために生命を賭するものであります。しかし、この祖國のため生命を賭するということは、一片の法律や政府の訓令で行い得るものではありません。自衛隊員一人々々が熱烈な愛國心を持ち、真に國のため同胞のために一身を顧みないという崇高な協同奉仕の精神を持つて初めて行い得るところであります。

政府は、わが國の運命を決する本法案の実施にあたつて、特に思想体系の確立を期し、思いを深く國民生活に寄せられ、不動の信念を持つて國民に訴えなければなりません。從來率先して志願しておられます自衛隊員の高潔な心持にたえらるために、政府要人はもとより、この自衛隊の上長に位する者、指揮命令の任に當るところの者は、身みずからその行いを正して、いささかも世の疑惑を受けるごときことはこれを払拭し、實踐躬行、身をもつて範をたれることが肝要であると信ずるのであります。私は、その意味に

おきまして、總理大臣の人格、總理大臣への國民大衆の信頼はたしていかんということを思ひますときに、この制度のまゝに行われるにおいては、國の前途いかんということを真に憂えざるを得ないのである。

われ／＼は、以上申し述べましたところの重要な諸点に關しまする強い希望を条件として、防衛二法案に賛成するものであります。(拍手)

○稻村委員長 田中稔男君。

○田中(稔)委員長 私は日本社会党を代表して、防衛庁設置法案及び自衛隊法案に關し、反對の討論を行わんとするものであります。

自衛隊の創設は、戦後における日本再軍備の歴史における画期的なできごとであります。警察予備隊、その改編された保安隊及び警備隊はすでに軍隊の实体を備えておりましたが、その任務とするところが國內治安の維持にあり、いまだこれをもつて明白に軍隊なりと言ふことはできなかったものであります。

しかるに自衛隊は、両法案に明示するがごとく、外敵に對抗することを主たる任務とするものであり、かくのごとき任務を持つ實力部隊をもつて軍隊となすことは、國際通念に属するところであり、自衛隊はすなわち軍隊であります。木村保安庁長官もしづ／＼ながらこの事實を承認せざるを得なかつたのであります。しかしながら木村長官は、自衛隊は戦力に至らざる實力であり、従つて憲法違反の存在にあらざるを強調しております。そして戦力たるの判断の基準は、自衛隊が近代戦を有効適切に遂行し得るかにあるといふかつてきまゐる解釈を

下しております。しかし世界各國の軍隊の中には、一流の軍隊もあれば二流ないし三流の軍隊もあり、いずれも國際通念上戦力たることにかわりはないのであります。自衛隊が近くM S A協定による武器援助を受けたあかつきは、その裝備、編成において少くとも二流の軍隊に伍して何ら遜色のないものとなることは確実であります。従つて自衛隊が一切の戦力の保持を禁じた憲法第九條の規定に違反することは、疑う余地のないところであります。

私は、自衛隊が単に再軍備の具体化であるという理由をもつてこれに反對するものではありません。それがいよいよM S A再軍備を意味するがゆゑに、斷固としてこれを拒否せんとするものであります。私は、不幸にして、元海上保安庁長官であつた同僚大久保君と根本的に所見を異にするものであります。それは同君が、自衛隊は文字通り日本みづから手による日本の軍隊であるかのごとき錯覺に陥つておられるからであります。改進黨の同僚栗山君についても、ほぼ同様であります。

日米安全保障条約において、日本はアメリカに對し、みづから防衛力漸増に責任を負うことを期待させたのであります。M S A協定において、日本の防衛力漸増はもとやアメリカの期待するにとどまらず、嚴然たる軍事的義務として日本に強要されるに至つたのであります。

さらに日米行政協定第二十四條においては、非常時の日米共同防衛を約し、M S A協定第八條においては、國際緊張の原因を除去するため相互間で合意することがある措置をとることを認めております。従つてアメリカ製の

武器によつて裝備され、アメリカの軍事顧問團の教育訓練を受ける日本の自衛隊がアメリカ軍の補助部隊となつて共同行動を行い、必要に應じて海外行動を求められる公算はきわめて大であります。ジュネーヴ會議におけるインドシナ問題の平和的處理がもし不幸にして失敗に歸し、インドシナ戦争に對せんがためにアメリカが提案しておられますところの東南アジア防衛体制が實現し、日本が万一これに協力を求められるような場合には、海外行動の危険は差迫つたものとなるのであります。さらに東南アジア防衛体制が太平洋防衛体制に發展する場合には、日本はその重要な参加國となり、海外行動は條約上當然の義務となるのであります。

すでに武力によつて國を守らうと考へるならば、必然的に米ソいずれかに依存しなければなりません。原子兵器や超音速航空機の出現した今日、日本の貧弱な国力と日本が米ソ兩國の間に戰略的要衝を占めてゐる立地よりして、一國單獨の防衛は理論的にも實際的にも不可能であります。しかしながらわが黨も一國の自衛権そのものを否認するものではなく、ただこれを武力によらず、外交によつて實現せんとするものであります。外交は本来多面的な活動を特徴とするものでありますから、その外交がよろしきを得るならば、親米に對して同時に親ソたる立場を確保することもできるものであります。

遠藤公述人はわが社会黨の黨員ではありません。遠藤公述人の國際警察軍の構想はわが黨の責任をとるところではありません。

あたかもよし世界各國の平和を叫ぶ

人々の声はベルリン會議からジュネーヴ會議へとこだまして、國際緊張緩和の傾向は最近とみに顯著となつて参りました。ビキニの死灰はこの傾向に拍車を加えつつあります。今こそ日本國民は原子の死灰のもとから立ち上つて堂々と世界に平和を訴えて、みづから憲法に規定した非武装、不戦の誓いを新たにすべきときであります。米ソの間に中立を堅持する平和外交の絶好のチャンスは今日においてほかにありません。

戦時中われ／＼は米英鬼畜という言葉當時の政府から聞かされたのであります。もちろんかくのごとき宣傳は誇張された表現ではありますけれども、アメリカ帝國主義の脅威の存在を指摘した点においては正しかつたのであります。そのアメリカ帝國主義の脅威は當時と何らかわるところがない現状であります。むしろ戦後アメリカは日英仏蘭にかつて、アジアにおける新しい帝國主義的支配として歴史的に登場したのであります。太平洋戦争は日米兩帝國主義の利害の対立が爆發した結果であります。敗戦日本はみづめにもアメリカに屈服し、M S A再軍備を行うことによつてかえつてアメリカのアジアにおける番犬となり、アジア民族解放運動を阻止せんとする役割を果そうとしております。私は日本の獨立の平和のために、かつまたアジアにおける民族解放のために、かくのごときM S A再軍備に絶対に反對するものであります。

政府は対米依存のM S A再軍備を理

由づけるために、中ソ兩國の侵略の危険をしきりに宣傳しております。國民の中にこの宣伝に乗つてゐる者も少く

ありません。革命はこれを他國に輸出し得るものではないことは、マレンコフも毛沢東もよく知つてゐるはずであります。また日本の改革を中ソの軍隊を迎えて遂行しようとする者が万一ありましたならば、それは必ずや失敗するでありましょう。それは民族の誇りがこれを許さない、大衆の支持を得ることができないのであります。

さらに中ソ兩國は人口は豊富であり、国土は広大であり、資源において大體自給自足が可能であるばかりでなく、恐慌と失業のない社会主義体制の特徴として無限に拡大する国内市場を有しておりますから、あえてアメリカのごとく海外に帝國主義的進出を試みる経済的理由がありません。もし中ソ兩國に歐亞の人民民主主義諸國を加えますならば、それ自身一つの完成した世界経済を形成するのであります。

もちろん日本の工業力は中ソ兩國にとつて一つの大きな魅力たることを失わないといつても、侵略によつてこれを奪うことは、日米の共同防衛体制がしかれていなくても、アメリカとの戦争を誘発し、その結果日本の工業力そのものが壊滅に帰することは明らかに予想されるところであります。むしろ中ソ兩國としては平和的な経済交流の方法によつて日本の工業力を兩國のために利用する方がはるかに賢明であります。

さらにまた中ソ兩國の國民は這般の悲惨な戦争の体験から、何よりもまず平和を熱愛し、社会主義建設の成功は平和なくしてあり得ないことを知つてゐます。この大衆の平和への熱望によつてささえられてゐる限り、中ソ兩國の平和政策の真実をわれわれは

信用してしかるべきだと考えるものであります。しかしながら平和を願うものは中ソの國民ばかりではありません。アメリカの國民も同様であります。日本の國民は言うまでもありません。幸いにもアメリカと中ソ兩國の政府の指導者が懸念であるなら、特にアメリカの指導者が帝國主義的内外政策をやめ、国内においてはニュー・ディールを再び拡大された規模において採用し、国外においては社会主義諸國との平和的通商の拡張に努力して、その経済危機を切り抜けるほど懸念であるならば、米ソは平和的に共存することができるとは相違ないのであります。

この間委員会において緒方副総理は米ソの平和的共存の可能性を認められました。私は副総理の勇氣と良識をたたえるものであります。この米ソ共存の可能性の上に自主中立外交を積極的に展開することが、真に日本の平和と安全を守るところの道であると考えるのであります。もし不幸にして両法案が國會を通過し、MSA再軍備が実施されましたならば、種々困難な事態が発生することが予想されるのであります。

すなわち第一に、民主化の日なお浅い日本において軍國主義的風潮が再現する危険があります。軍官民の社会的序列が復活するおそれがあります。両法案の内容を検討すれば、自衛隊員の服務に関する諸規定がある。防衛出動時に行われる施設の管理、物資の収用、業務従事命令等に関する諸規定は、いずれも國民の基本的人權を侵害するものであります。志願制度による隊員の増員が一定の限度に達し、遂に徴兵制度がしかれるに至りますならば、人權侵害はさらにはなはだしくなるものと考えられます。

第二に、自衛隊によるMSA再軍備は、財政上重大な負担を國民に課することになりましょう。外國の事例を見ましても、MSA援助は軍事費の負担を軽減するどころか、むしろこれを増大する傾向が見られます。現にわが國の昭和二十九年度の防衛庁経費は前年度の保安庁経費に比し三〇%の増率を示しております。そのために民生安定や社会保障や教育文化関係の経費が圧迫されたことは周知の事実であり、この傾向は、今後再軍備の進展につれてますますひどくなるものと考えられます。

第三に、再軍備の進展につれ、日本の産業構造において軍需産業が畸形的に発達し、平和産業や國民生活が圧縮される結果が生ずる危険があります。さらにMSA協定でわが國の軍需品に対する域外買付を期待するところが大有りありますが、輸出産業としての軍需産業という考えは、やがて日本をアジアの兵器廠たらしめようという構想に通ずるものであります。そうするとアジアの各地に絶えず朝鮮戦争やインドシナ戦争のような局地戦争の継続されていることを望む死の商人の非人間的な心理を生むおそれがあるものであります。軍需会社の株が朝鮮休戦で暴落し、インドシナ戦争長期化の見込みで高騰することによつてこのことは明らかであります。

第四に、軍隊は必然的に軍事上の機密を伴うものであります。社会の一隅に機密のとばりがおろされまると、やがてこれが社会全体に拡大する傾向を持つのであります。防衛秘密保護法は今のところMSA援助武器のみを対象としておりますが、遠からずして広汎な対象を持つ軍機保護法が制定されるに至ることはけだし必至であります。その結果はすでに制定されている被防法や目下参議院で審議中の教育関係二法案等とともに、言論や思想の自由のない暗黒社会を現出することとなり、戦後十年にして日本の文化的後退は再び始まる危険が考えられるのであります。

第五に、日本のMSA再軍備がアジア諸國に与える影響は深刻であります。かつて日本は独立した帝國主義強國として歐米諸國とともにアジアに対して外部から支配する立場にありましたが、東亞共榮圏の構想は、日本の帝國主義的膨脹政策にはかならなかつたのであります。太平洋戦争に破れた現在の日本は、再び帝國主義強國として復活する可能性に乏しいのであります。新しい日本は真剣に反省してアジアの中に復歸し、アジア諸國と平和的に共存する道を選ばなければなりません。しかるに事實はこれに反して、アメリカのアジアにおける買弁としての道を現にたどりつてあります。これは再び外部からアジアに臨む態度であります。しかし今やアジアにおける民族解放運動は戦前戦時に想像だもされなかつたほど高まつておりますから、日米経済協力の一環としての東南アジア開発というような構想は、東亞共榮圏のアメリカ製新版として、どこまでも相手にされないような状態であります。アメリカの完全な植民地と考えられてゐるフィリピンにおいてさえ、ナシヨナリス

タ党的台頭とともに、アジア人のためのアジアという思想が広がり、日本の對比賠償案のごときも、フィリピン人の犠牲において、日本の反共基地化を推進するものと非難をされておるありさまであります。爾余の東南アジア諸國における対日観は、一層険悪なものがあるといふことは、政府當局も御存じの通りであります。かかる際MSA再軍備を強行することは、日本軍國主義の復活として、アジア諸民族の恐怖の的となるでありましょう。しかも復活した日本軍國主義が、アメリカの反共アジア政策の失兵としての役割を演じることによりまして、この恐怖の感情には、また侮蔑の感情が混じつてゐることを見のがしてはなりません。日本がMSA再軍備を捨てない限り、アジア諸國との真の友好を結ぶことは不可能であり、日本は永遠にアジアの孤児にとどまらなければならないのであります。

第六にあらゆる困難を冒して再軍備を行つたとしても、その軍隊は一朝有事の際ほとんど役に立たないであろうと考えるのであります。それは装備や編成の問題ではありません。軍隊の士氣の問題であり、結局愛國心の問題であります。國民の生活が安定せず、國民の自由と権利が次々に奪われつつある今日の日本において、青年にこの國は守るに値する祖國なりと感激せしめる何ものもないのであります。従来軍に有利な就職と考へて保安隊を志望した青年が多いことは事実であります。だから保安隊が自衛隊となつて、いよいよ本格的に軍隊的な性格を帯び、また海外派兵のうわさが高くなるにつれ、現在実施中の保安隊員募集が全国的に応募者の激減を見て、難関に達している実情であります。本

村保安庁長官もよく御存じの通りであります。アメリカの副大統領ニクソンは奈良県の窮乏した農村生活に憐れむ一青年から、海外移住の希望を訴えられましたとき、一言保安隊に入れと答えましたのであります。確かに保安隊、そしてまたやがてで上るかもしれない自衛隊は、日本の青年をアメリカの防衛のために大砲のえじきとするためには役立つかもしれませんが、しかし日本の防衛のためには断じて役立つものとは思えないのであります。

以上の理由によりまして、私は両法案が日本の平和と安全をむしろ阻害するもの、信じ、絶対にこれに反対するものであります。(拍手)

○稲村委員長 中村高一君。

○中村(高)委員 私は社会党を代表いたしまして防衛関係二法案に対しまして反対の意見を申し上げたいと存ずるのであります。

約一箇月にわたりますこの審議にあたりまして、まことに遺憾にたえませんのは、総理大臣が出席をせぬことであります。ようやく今日午前中、わずかに二時間足らず出席しただけであります。かくのごとき重要な議案の審議を終るということはまことに残念なことでありまして、ことに委員諸君の中には、一箇月以上も総理大臣がこの委員会に出ないで、ようやく出たときに、わずか五分か十分の質問も時間が過ぎたと言つて反対をするというふうなことで、わずか二十分ぐらいの質問でこれを打ち切るというふうなことは、国会の審議を軽視するものであつて、委員諸君みづから反省しなければならぬことだと思つておるのであります。しかもこの重要な法案であり

まするが、今日午前中は総理大臣が出ておられませんでしたので、木村長官もあまり放言をしなかつたやうであります。が、総理大臣のおらない委員会におきましては、しばしば長官はたゞいま総理大臣の答弁をしたこととはまったく違つたことをいひました。総理大臣は先ほど再軍備はいたさない、あるいは憲法の改正はいたさない、海外派兵はいたさないというふうなことを言つておられますが、木村長官はこれとは相当に食い違つた答弁をいたしております。あつたときは軍隊であるというふうなことを主張し、しかもこれは私見であるかのごとき言ひ訳を言つております。が、いやしくも国会の委員会において大臣が答弁をして、私見などというものはあり得るはずはございません。私見などというふうなことで当面をこまかそうとすることはまことにけしからぬことであります。ことに憲法改正は近きことと信ずるというふうな、どこから出て来たのか、総理大臣の答弁とはまったく食い違つた、みづから誇張したような言ひ訳をして、得々といたしておるやうであります。さらに重要な海外派兵の問題に關しまして、われわれは海外派兵を禁止する決議案を国会に上程するという意見さえ今日進んでおるのであります。これは衆議院ばかりでなくして、参議院におきまして、海外派兵の禁止の決議案を上程して、誤つた戦争への接近の危険を国会みずからの手によつて防止しようといはしておるのであります。この国会の意思も長官は無視いたしまして、場合によりましたならば先制攻撃をも加えまじき答弁でありまして、も

し海外からの攻撃があるならば、あるいは攻撃の危険がありますならば、敵の拠点を突くこともまたやむを得ないと言つて、実質的には海外派兵と同様なことを行わんとするがごとき、きわめて危険な言ひ訳をいたしておるのであります。これらは総理大臣の答弁と、保安庁長官の答弁の食い違いでありまして、これはいづれが真なるかをまことに迷わせるような不統一な答弁をいたしておるのであります。おそろしくきよう総理大臣も木村長官の答弁と同様だと言ふことを言つておりました。が、言葉の上におきましては違ひがあつても、その腹の中におきましてはあくまで再軍備を強行し、海外派兵を考へ、憲法改正を考へるというふうなことを推測いたしてもまたやむを得ないといふべきであらうであります。しかも本日わずかに一時間足らずの出席でありまして、この答弁はいずれも不親切にして冷淡、傲慢不遜でありまして、あたかも独裁国の主権者のやうな答弁であります。かくのごとき総理大臣に自衛権の最高の指揮権を握られて、あるいは万一外国からの攻撃に対して出動の権をかくのごとき独裁的な総理大臣に握られるというふうになりまして、まことに危険しごくであります。われわれは慄然たらざるを得ないのであります。今審議をいたしております自衛隊法あるいは防衛庁設置法の内容は、従来の保安庁関係の法律とはまったく内容を異にし、一大飛躍をいたしておるのであります。従来の政府は漸増方針だと言ふ答弁でありまして、この答弁によりまして性格はかわらずただ人間の頭数あるいは兵器を増加するがごとき説明であります。

が、今回の自衛隊法によりましてならば、この点については従来の保安隊の持つております目的に比べてきわめて明確でありまして、従来の保安隊は人命及び財産を保護するためでありましたものが、今回の自衛隊法によりましてならば、直接侵略及び間接侵略に對しわが國を防衛するといふ、まづたその内容を異にいたしておるのであります。これらは従来の政府の答弁にいたして、これは漸増方針という答弁には符合いたさないとわれわれは考へるのであります。しかもその規定を見ますならば、あるいは外敵に對します出動の権と稱しまして、総理大臣に与えられ、した権は、昔の天皇政治時代におきまして、その宣戰の布告と同じやうな効果を發生するところの権限を総理大臣に与えられておるのであります。さらにまた戰爭中の國家總動員法に盛り込まれた内容と同様な人並びに物に對します徵用の規定も盛り込まれておるのであります。徵用徵集の規定はちやうど戰爭中の總動員法に類似をいたしておるのであります。さらに本委員会におきませんが、秘密保護法のごときも、これは自衛隊の使用いたします武器の秘密を保護するといふのであります。しかもこの秘密を漏らしますならば十年以下の重懲役に処せられるという罰則が加えられておるのであります。が、いやしくも秘密を漏らしたならば十年の懲役に對するに秘密があるといふものは驚くべき兵器でありまして、その十年の体刑に値する秘密を持つた兵器をもちまして、なほかつ憲法にあるところの戦力でないといふやうなことは、

これほどの詭弁はないといわれわれは考へるのであります。いよく秘密保護法が出来ますならば、戰時中の軍機保護法と内容は同様でありまして、戰略体形から見ても、戰爭中におきましてこの法の規程は、これによりまして一應整備せられたと見なければならぬのであります。が、こゝまで来ましてまだ憲法に抵触しないといふ法律専門家であり保安庁長官は、腹の中に思ひまはして、おれも堅白同義の弁を論じておるけれども、おそろしく心ざびしい感じがするだらうと思つておられますが、もしそれでもさびしい感じがしないとするならば、あなただの精神状態は異常を呈しておるといわれてもやむを得ないと思つておるのであります。しかも今日の自衛隊法がでさうして、先ほども賛成者の諸君から、好戰論を主張せられます諸君から見ますと、これによりましてあたかも日本の防衛が全うできるかのごとき討論をいたしておられます。今日の兵器の變遷の現状を考へましても、いかに今日の自衛隊の防衛が無効かといふことは、委員各位の十分に御存じの通りであります。おそろしくそれは科学兵器、原爆や水爆を使わないところの小ぜり合ひがあるではないか、たとえば竹島における李承晩の漁船の拿捕のごとき小ぜり合ひもあるではないかといふのであります。が、われわれはそういうものでも自衛権を否定するものではないのであります。まして、日本の國に自衛権のありまして、これはわれわれは断じてこれを認め、しかしながらこの点につきましては、国内におきましては警察力の充実により、あるいは海上におきましてもある程度の警備力を持つといふこと

は、その目的が警察の範囲内であり、その兵器の所持が警察の目的の範囲内と認め得る妥当な状況にありますならば、われ／＼もこれを否定するものではないのでありますが、この自衛隊法、防衛関係に賛成をいたしておりますところの諸君の考えるような再軍備計画につきましては、われ／＼は絶対に反対をするものであります。日本に財政の現状を考へてみましても、いよ／＼国民生活は圧迫を加えられて参りまして、国民の生活が窮乏をいたした中に再軍備を行いましても、決して国民に防衛の思想を与えることもできません。国民にほんとうに奮い立たせる勇氣を持たせることのできないことは明らかであります。自由党や改進黨の諸君の考えます再軍備計画によりますならば、いよ／＼日本は国民生活の圧迫を見ることは明らかであります。われ／＼は今日提出せられております防衛関係の二法案につきましては反対を表明し、さらにまた進んでわれ／＼は今日日本が原爆あるいは水爆の犠牲を受けておりますところの世界における唯一の国といたしまして、世界に向つて進んで平和を主張し、原爆、水爆の国際管理と、兵器の使用禁止を主張いたしまして、平和国民として世界に向つて堂々と主張すべきことこそわれわれの任務であると考えまして、あくまでわれ／＼は今日の憲法を守り、あくまで再軍備に反対をし、平和国民として進むべきことをわれ／＼は急願といたしまして、本法律案に對しまして反対の意見を申し上げる次第でございます。(拍手)

○稲村委員長 辻政信君。

○辻(政)委員 私は社会党の皆様とまつた立場を異にいたしまして、この法案をよりよくしなければならぬという見地に立つて、内容のきわめて丁寧な幾多の欠陥を持つたこの法案を無修正で通すことには遺憾ながら賛成し得ないのであります。

その欠陥の第一点は、先ほど申し上げましたが、指揮官と幕僚の本質に対する認識を誤つておられるという点であります。これは根本的に違ふ性格を持つております。にもかかわらず、それを同一人によつて二つの性格を兼ねさせておられることは、世界のどこにもない例外であります。どこにもございませぬ。自衛隊を軍隊的性格とお認めになる限りにおきましては、陸、海、空自衛隊にはそれ／＼専任の最高指揮官を平時から置かれて、そのもとに幕僚部を設け、その幕僚長をもつて統合幕僚會議を構成するように修正するのが当然であり、絶対に必要と考えるのであります。

欠陥の第二点は、幕僚ファッショの危険があるという点であります。幕僚の下廻上を防止するためには、幕僚の権限というものは適当に分散をしなければならぬのであります。しかるに本法案におきましては、軍政と軍令の根本的な立案を一人の防衛局長に集中して持たせておられる。これは幕僚ファッショの危険を含むものと断ぜざるを得ないのであります。その意味におきまして、防衛庁設置法の第十二条の防衛局長の事務は防衛、警備、自衛隊の行動の基本等に関する事務に係属する事項に限定すべきものと考へます。

次に第三点は、自衛隊の規律を維持する点において重大な欠陥があり、クーデターに非常な都合のいい法案であるという点であります。自衛隊とはふだんから武器を持つた十六万四千五百三十八人の集団であるというところに思いをいたされまして、単にメーデーの取締りのような観点をもつて、規律の保持をされてはだめであります。この自衛隊法案百九条によりますと、上官の職務上の命令に違反し多数共同して反抗し、または上官の命令に違反して指揮権を濫用した者に対する罰則がわずかに三年以下の懲役または禁錮と規定されておる。総理大臣は自衛隊の最高指揮官であります。その命令に武器を持つて集団反抗し、もしくはその最高の命令に違反して指揮権を濫用するようなクーデターに類するような行為を、経理事務を間違つた国家公務員に対する刑罰と同等に扱われておる。これであつた方は責任をお持ちになられるか。私は三党協定はこの点に研究が及んでいなかったものと思ふのであります。ただ事務当局が軍の本質を理解せずして、不用意に立案された結果がこうなつたのであります。革命を企図する者が、保安隊や自衛隊の武器を持つた集団を逆用しようとすることは当然であります。それに対してわずかにこのような軽い刑罰でもつて軍の規律が維持できると責任を持つてお答えになるかどうか。

次に欠陥の第四点、これは人道上の問題において欠陥がある。と申しますのは、現在の保安隊における最大の欠点は衛生関係の弱体であります。患者を隊内で治療できず、治療病院に委託され、あるいは委託療養の名目で千数百名の胸部疾患患者が今なお放置されておる。まさに人道上の問題であります。

す。平時においてすでにしかりとせば、侵略を受けて出動し、戦争状態になつた場合に多くの死傷者を出し、それをいかにして収容し、治療するでありましようか。警察予備隊が当時局には衛生局があつたはずであります。それが行政整理で局をやめて衛生課と厚生課を人事局に入れ、衛生資材課を装備局に入れたのであります。これらを強力に統制指導する局長がないことが今日の欠陥を招いた一つの原因であります。政府の御説明によりますと、参事官八名のうちの一名をして衛生関係を担当させるとのことですが、人事局と装備局に分属せられておる衛生関係の三つの課をどうして参事官が指導できるでございましょうか。あまりにも明瞭なこの不合理をあらためて修正しないと、このことは、十六万四千五百三十八人の隊員を預かる保安隊長官の良心的な処置ではなからうと考えるのであります。

第五点は、内局に新設された教育局はその必要がないといふことであります。政府原案にはなかつたものを改進黨の要求によつて入れられたやうであります。これは教育訓練に關し屋上屋を架するものであり、事務を複雑化するのみで、何らの実効を収め得ないものであると信じます。教育訓練に關しては軍事専門の事項であり、統合幕僚會議と陸、海、空自衛隊にゆだね、教育行政の大綱のみを現状通り防衛局において担任させるべきものと考へるのであります。

以上の五点は、直接侵略に對処する任務を新たに自衛隊に加へられた以上、当然修正にならねばならぬことと考へます。いたづらに三党折衝の緯にこだわらず、皆さんの原案を無修正で通すがときは内閣委員會の權威を失墜し、国会の良識を疑はしめるものであり、悔いを將來に残すものでありますから、いづれは政府が近い將來においてその非をさとつて御修正になることと思ひますが、私は自分の良心にかんがみましても、遺憾ながらこの皆さんの法案を無修正で通すことには断じて賛成し得ないことを申し上げまして討論を終ります。

○稲村委員長 中村梅吉君。

○中村(梅)委員 私は日本自由黨を代表いたしまして、ただいま議題になつておる防衛二法案について討論をいたしたいと思ひます。

この防衛二法案と憲法との關係がいまだ明確になりませんで、割切れない感情のもとにわれ／＼が置かれておることはまことに残念にたえないところでありまふ。しかしながら現在の國際情勢にかんがみまふ、日本の國が獨立をいたした以上は、獨立國として自衛のための防衛力が必要であることはわれ／＼認めなければならぬのであります。ことに現在のようにアメリカの駐留軍によつて保護を受けておる現状はでき得るだけすみやかに打開をいたしまして、駐留軍の逐次撤退並びに最後には完全な撤退を求めるといふことが、獨立國民として当然果さなければならぬ責任であると思ふことは考へておるのであります。また將來の國防が集團安全保障によらなければならぬといふ点について考へてみましても、集團安全保障に参加するのには、おのずから参加國としての準備を持たずして参加するわけには参らないと思ひます。またM S A協定との關係、これら

にかんがみまして、私どもとしてはできるだけ自衛のための防衛力を漸増して、防衛力を持つということに努力を払うべき責任を感じておりますので、私は結論としては本二法案には賛成の意を表するものでございます。

ただいま辻委員から御指摘になりましたように、なるほどこの二法案の中には皆さんの点もあり、欠陥が多々ありまふことは、われ／＼も認めざるを得ないのでございます。辻委員から御指摘になりましたような点については、三党の防衛折衝の会議においてもいろいろ問題にいたしたのでございませうが、しかしながら／＼理想の境地に一足飛びに参るわけには参りません。この自衛隊の組織にいたしましては、まだこれを完全な軍隊と認める段階でもなからうと存じますので、まあここでひとつ折合いをつけておこうという部分が大部分だったのであります。もちろん将来この自衛力を強化して参ります段階においては、ただいま辻委員が御指摘になりましたような点は、どうしても政府として改正をする腹構えを持つておらなければならぬ。こういう点は私どもも強く感じておる点でございます。こんなような自衛力を持つたつて、今後の国際情勢には処せないではないか、すでに科学兵器が進歩して、原子爆弾の時代ではないか、こういう説がございます。なるほどその通りでございますが、しかしながら原子爆弾のような凶悪な科学兵器を用いたところの大規模な国際戦争というものは、われ／＼日本人としては断じて避けるように精魂を尽して努力をしなければならぬと思ふ、ことに日本人は原子爆弾の被害第一号の苦

い体験を持つた民族であります。日本人こそ、世界の全人類に向つて力強く、原子力を用いた大規模な近代科学戦をやつてはならないという主張のできる権利を持つた民族であると私は思ふのであります。従つてわれ／＼日本人はあくまでもこの主張は貫かなければならない。しかしながら、人類が競争の心理を持ち、国際間がいろいろな利害の交錯いたします以上は、国際間の小せり合ひ、あるいは局地的な争ひというものが絶対免れるものとはかりは私は言えないと思ふ。こういう点に一応備えるような自衛力を持つてというのが、これからの日本としての国防であると思ふのであります。

かような見地から私どもはこの防衛二法案によりまして漸次自衛のための防衛力を強化して参る、そして少くともアメリカの駐留軍の完全撤退を受けるまではひとつ進めて行かなければならない、これが私どもの国民感情として持たねばならないところであると私は考えるのであります。

そこで冒頭に申し上げましたように、この防衛二法案と憲法との関係は、どうしても私どもは開かれませぬ。吉田総理は、先ほどもお聞きの通りに、私は憲法を改正いたしません、こう断言をされるのであります。しかし現に与党自由党内には憲法調査会が設けられております。また政府自体も、政府のある部局には憲法改正の研究調査をなさしめつつあるようでございます。こういう現実があるにかかわらず、総理はどうしても私は憲法を改正いたしませんと言ひ、自由党内に設けられた憲法調査会にしても、改正しないための調査ならば、そういう調査

会を設けられるはずはないだろうと、私はよそから想像をいたすのであります。こういう大規模な調査会を設けてやつておられるところを見れば、改正の要点をビツクアップし、それを掘り下げて研究をして改正に向うというのが、私は現に動きつつある現実であると思ふのでございますが、吉田総理はこの現実に即するところの言明を避けておるのであります。これもなるほど振りかえつてみれば無理でないかもしれない。吉田総理は現行憲法を制定された当時の政局の責任者であります。しこりして現行の新憲法は世界無比の平和憲法であるといつて大いに推進せられた当の責任者である。そういう立場にあるだけに、吉田総理としては自分の口から憲法を改正するとは言えない、そういうのはめに陥つてゐるのではないかと私どもには想像ができるのであります。しかしとすれば、吉田総理は、日本の国として現行憲法を改正する必要がある、あるいは現行憲法を改正する必要がある、こう言うのではなくして、自分は憲法改正はしないと云うのだから、日本の国が憲法を改正せねばならない段階が来れば、自分は政局の地位からしりぞくのだ、こういう言明をされてゐるんじやないかと私は思ふのであります。

私どもはそういう一つの観点に立ちまして、吉田総理が何と言おうと、とにかく国家のために自衛のための防衛力は必要なんだ、これを進めて独立国の実体を作成するのがわれ／＼国民の責任なんだ、こういう立場に立ちまして、私は憲法と防衛二法案との関係は今もつて割切れませぬ。政府の意図するところも割切れませんが、しかし本

法案に対しては私は欣然として賛意を表するものでございます。(拍手)

○稲村委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。

これより防衛庁設置法案及び自衛隊法案、両案を一括して採決に入ります。両案に賛成の方は御起立を願ひます。

(賛成者起立)

○稲村委員長 起立多数。よつて両案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○稲村委員長 御異議なければ、さようとりはからいます。

次回は公報をもつてお知らせいたしますこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会

(参照)

防衛庁設置法案(内閣提出)に関する報告書

自衛隊法案(内閣提出)に関する報告書

(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十九年五月八日印刷

昭和二十九年五月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局